

第三次沖縄県 生涯学習推進計画

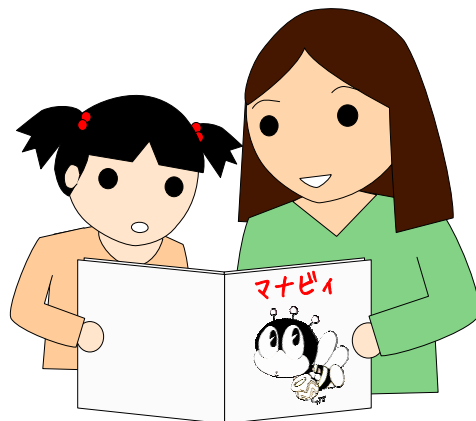
平成24年度～平成33年度



いつでも

どこでも

だれでも学べる



沖縄県生涯学習推進本部

あ い さ つ



沖縄県において、平成22年3月に「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、県民意見を集約して導かれた5つの将来像を掲げました。その一つに「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」とし、県民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、生き甲斐を実感し続ける沖縄の将来の姿を位置づけています。

国においては、平成18年12月改正の「教育基本法」で、第3条「生涯学習の理念」、第10条「家庭教育」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等が新設され、「生涯学習の理念」では、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、生涯にわたって学習することができる機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならないと規定されています。また、平成20年7月文部科学省中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(答申)では、学校・家庭・地域住民等が連携し、「知の循環型社会の構築」を目指した新たな教育改革に向けての取組が求められております。

一方、少子高齢化の進行、厳しい経済・雇用情勢、人間関係の希薄化などにより、「家庭や地域社会の教育力」の低下が社会的な問題となっています。同時に、子どもたちの学力の問題、基本的な生活習慣の乱れ等、子どもたちの学習習慣や生活習慣の形成が課題となっており、学校・家庭・地域社会が一体となって、解決に向けた取組を推進していく必要があります。

そこで、本県では、第5期沖縄県生涯学習審議会(沖縄県生涯学習審議会・社会教育委員の会議)(答申)「時代の変化に対応する本県生涯学習施策(第三次生涯学習推進計画)の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」(平成23年11月)を受け、ここに「第三次沖縄県生涯学習推進計画」を策定いたしました。

今後、市町村をはじめ、関係機関・団体、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、計画の積極的な推進を図り、潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現を目指してまいりたいと考えております。

平成24年3月

沖縄県知事 仲井眞 弘多

[第 1 部 生涯学習推進計画の基本的な考え方]

第 1 章 生涯学習推進計画の策定 . . . 4

- 第 1 節 計画策定の趣旨 . . . 4
- 第 2 節 計画の性格
- 第 3 節 計画の基本方向
- 第 4 節 計画の期間 . . . 5
- 第 5 節 計画の構成
- 第 6 節 策定の背景 . . . 6

第 2 章 生涯学習推進の基本方向 . . . 9

- 第 1 節 生涯学習の場の活性化 . . . 9
 - 1 家庭における教育力の向上
 - 2 学校における学習の充実
 - 3 地域社会における学習活動の促進
 - 4 職場における学習活動の促進
- 第 2 節 生涯学習推進の具体的方策 . . . 12
 - 1 教育・学習の総合化
 - 2 現代的課題に関する学習機会の拡充
 - 3 生涯学習によるまちづくり
 - 4 ボランティア活動の推進
 - 5 リカレント教育の推進
- 第 3 節 生涯学習推進体制の整備 . . . 14
 - 1 行政の推進体制
 - 2 県と市町村の役割分担
 - 3 市町村の生涯学習推進状況
 - 4 生涯学習推進の評価

[第 2 部 生涯学習推進の具体的取組]

第 1 章 学校支援によるまちづくりの推進 . . . 17

- 第 1 節 「学校支援」を足がかりとした「地域コミュニティづくり」の推進
- 第 2 節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」の推進 . . . 19

第 2 章 県の生涯学習の推進 . . . 20

- 第 1 節 家庭教育の充実 . . . 20
- 第 2 節 文化活動の推進 . . . 22

第3節	国際交流・協力の推進	・・・24
第4節	福祉と安全のまちづくり	・・・26
第5節	郷土の自然及び環境学習の推進	・・・28
第6節	健康づくり・スポーツ活動の推進	・・・30
第7節	男女共同参画の推進	・・・32
第8節	ボランティア活動の推進及び産業に関連した学習機会の提供	34

[第3部 生涯学習実施機関の充実]

第1章 生涯学習推進センターの充実 ・・・36

第1節	沖縄県生涯学習推進センターの充実	・・・36
1	おきなわ県民カレッジの充実	
2	生涯学習に関する県民意識や学習ニーズの調査研究	
3	生涯学習・社会教育施設等指導者の養成及び研修	
4	社会教育主事講習 [B](沖縄会場)の実施及び充実	
5	沖縄県生涯学習情報提供システムの整備・充実	
6	視聴覚ライブラリーの整備・充実	
第2節	情報ネットワークの構築	・・・39
1	県及び市町村の情報ネットワークの強化	
2	行政と企業等の民間における情報ネットワークの構築	

第2章 生涯学習実施機関における「学び」のあり方(社会教育施設の充実)

		・・・41
第1節	読書活動及び図書館の充実	・・・41
第2節	青少年施設と体験活動の充実	・・・42
第3節	博物館・美術館等の活用	・・・43
第4節	公民館等施設の充実	・・・44

[第4部 生涯学習社会をささえる]

第1節	大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実	・・・46
第2節	放送大学の活用による学習活動の充実	・・・47
第3節	民間教育機関・企業・NPO等との連携	・・・48
第4節	社会教育関係団体等との連携	・・・49
第5節	団体・自主活動サークル等の育成と支援	・・・50
第6節	リカレント教育の促進	・・・51
第7節	団塊の世代の支援によるコミュニティづくり	・・・52
第8節	県民の取組	・・・53

[第 1 部 生涯学習推進計画の基本的な考え方]

第 1 章 生涯学習推進計画の策定

第 1 節 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や人間関係の希薄化等による地域社会の教育力の低下など、生涯学習を取り巻く最近の状況は大きく変化している。こうした動きに適切に対応するために、県民一人ひとりが生涯にわたり生きがいとゆとりを持って充実した生活を送れるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、その成果が社会において適切に評価・活用され、その結果、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環が図られるよう生涯学習社会の実現を図っていく必要がある。

この計画は、今後の具体的な施策、事業の展開に当たっての基本理念となるものであり、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方を示すものである。

第 2 節 計画の性格

- (1) この計画は、総合行政として県の全部局が一体となって生涯学習を推進するための基本指針とするものである。
- (2) この計画は、県民に対し、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の実現に向けての本県のビジョンを提示し、県民一人一人が自分のライフスタイルに合った学習を行う際の情報として活用、積極的な学習活動を行うことを期待するものである。
- (3) この計画は、県、市町村、関係団体等の役割を明らかにし、行政、学校、家庭、地域住民、さまざまな関係団体が連携・協力して全県的に生涯学習の推進を図る指針とするものである。

第 3 節 計画の基本方向

- (1) 教育の再生（ひとづくり）と地域活性・コミュニティ振興（まちづくり）の循環を重視する。

- (2) 教育基本法第3条「生涯学習の理念」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を重視し、「学校教育」と「社会教育」の連携・協力、いわゆる「学社融合」、「横」の連携を強化する。
- (3) 国の「教育振興基本計画」(平成20年7月策定)並びに中央教育審議会生涯学習分科会(答申)「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月)を基本的な柱とする。
- (4) 「沖縄21世紀ビジョン」(平成22年3月)及び「沖縄県教育振興基本計画」(平成24年3月)との整合性・連動性を図る。
- (5) 沖縄県社会教育委員の会議(提言)「新しい形の地域コミュニティーの形成～団塊の世代を生かした地域づくり～」(平成22年8月策定)提言内容を生かす。
- (6) 第5期生涯学習審議会(名称:沖縄県生涯学習審議会・社会教育委員の会議)(答申)「時代の変化に対応する本県生涯学習施策(第三次生涯学習計画)の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」(平成23年11月)を踏まえる。
- (7) 生涯学習に関する意識・意向により県民意見を計画に反映させる。
- (8) 学習成果の評価・活用を図る。

第4節 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間とする。
なお、5年目に見直すこととする。

第5節 計画の構成

- 第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方
- 第2部 生涯学習推進の具体的取組
- 第3部 生涯学習機関の充実
- 第4部 生涯学習社会をささえる

第6節 策定の背景

（第一次計画・二次計画との関連）

「第一次沖縄県生涯学習推進計画」（平成7年度～13年度）は、「心豊かな生涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方、施策の方向を示したものである。

「第二次沖縄県生涯学習推進計画」（平成14年度～23年度）は、「第三期沖縄県生涯学習審議会」（提言）「生涯学習時代における開かれた教育のあり方について」（平成13年9月）に基づき、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成をめざして、より具体的な施策、事業を盛り込んだ各論的な計画である。

今回の「第三次沖縄県生涯学習推進計画」（平成24年度～33年度）は、これらの計画及び「第五期沖縄県生涯学習審議会」（答申）「時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」(平成23年11月)を受けて策定した。

（国の方向性）

これから求められる生涯学習推進の基本的な枠組みとなる中央教育審議会生涯学習分科会（答申）(平成20年2月)では、「知の循環型社会」の実現に基づいて具体的な方策を提言している。

また、「教育振興基本計画」（平成20年7月）は、我が国において、「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を示したもの」で、「知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化の中で、教育の発展なくして我が国の持続的発展はなく、社会全体で『教育立国』の実現に取り組む」ことを宣言している。

さらに、「今後5年間で取り組むべき4つの基本的方向」を提示している。

社会全体で教育の向上に取り組む。

個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる。

教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。

子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。

「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の「基本的考え方」

では、

「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化、

「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現、

ということである。これは、本来の「生涯教育」の考え方そのものであり、教育政策の基本方向が、まさに「生涯教育」の考え方で進行しつつあることを示すものである。

（県の方向性）

生涯学習の推進に関わる新たな課題は、「ひとづくりとまちづくりの循環構造の構築ないし強化」である。それは、教育の再生（ひとづくり）と地域活性化・コミュニティ振興（まちづくり）の循環づくりであり、「学社融合」の取り組みと「生涯学習によるまちづくり」を、一体化させて実現させていこうとするものである。

（県の現状 人口 就労人口）

全国的に人口減少が進行する中、本県は、概ね平成37年頃まで人口増加が続くと予想される、数少ない人口増加地域である。

一方、島しょ経済特有の輸送コストの高さなどの不利性から、産業振興は全体として道半ばにあり、人口増加と豊富な労働力は、失業率を押し上げ、一人当たり県民所得の伸び悩みが続いている。

このような中、経済のグローバル化や情報通信技術の進展など、時代変化に柔軟に対応し、県民一人ひとりの能力と個性を發揮できる環境を整備し、社会の発展に不可欠な人材の育成が求められている。

また、今後、本県でも少子化や男女共同参画の進展などにより、男女ともに生涯働き続けられる社会の実現に向け、官民一体となった子育て支援の推進に拍車がかかる可能性もある。雇用の受け皿も、公共工事をはじめとする公的事業依存型から、観光・医療・情報・福祉等のサービス産業に、益々変化していくことが予測される。

（県の成果と課題）

生涯の各期において、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、学んだことが社会に生かせるような生涯学習社会の形成をめざして、生涯学習推進本部や生涯学習審議会の設置、全国生涯学習フェスティバルの開催、生涯学習推進センターの設置等、体制の整備や学習機会の提供等を鋭意行ってきた。今後は、生涯学習推進本部及び生涯学習審議会の活性化など一層の振興に取り組む必要がある。

（市町村の生涯学習推進体制の成果と課題）

一方、市町村における状況としては、生涯学習推進体制組織の設置率¹（推進本部の設置、答申・建議・提言の有無、推進計画の策定、教育の日の設定、フェスティバル等の開催等）は、平成23年3月時点で、57%となっている。各市町村において生涯学習を推進するためには、沖縄県生涯学習推進本部の組織体制の充実を図るとともに、県全体での取り組み体制を強化し、市町村における推進本部の充実・設置等の促進を図る必要がある。

¹【生涯学習推進体制組織の設置率】

設置率は、各市町村の調査項目（7つ）の達成状況で、全41市町村平均達成率である。

項目： 主管課の設置、 推進本部等の有無、 答申等の有無、
生涯学習振興計画等の策定、 生涯学習中心施設等の有無、
教育の日の設定、 フェスティバル・シンポジウム等の実施
(文科省の調査項目と同様)

（参照）p 60、 p 61【沖縄県生涯学習推進体制状況(平成22年度調査)】

-調査実施 平成23年3月-

第2章 生涯学習推進の基本方向

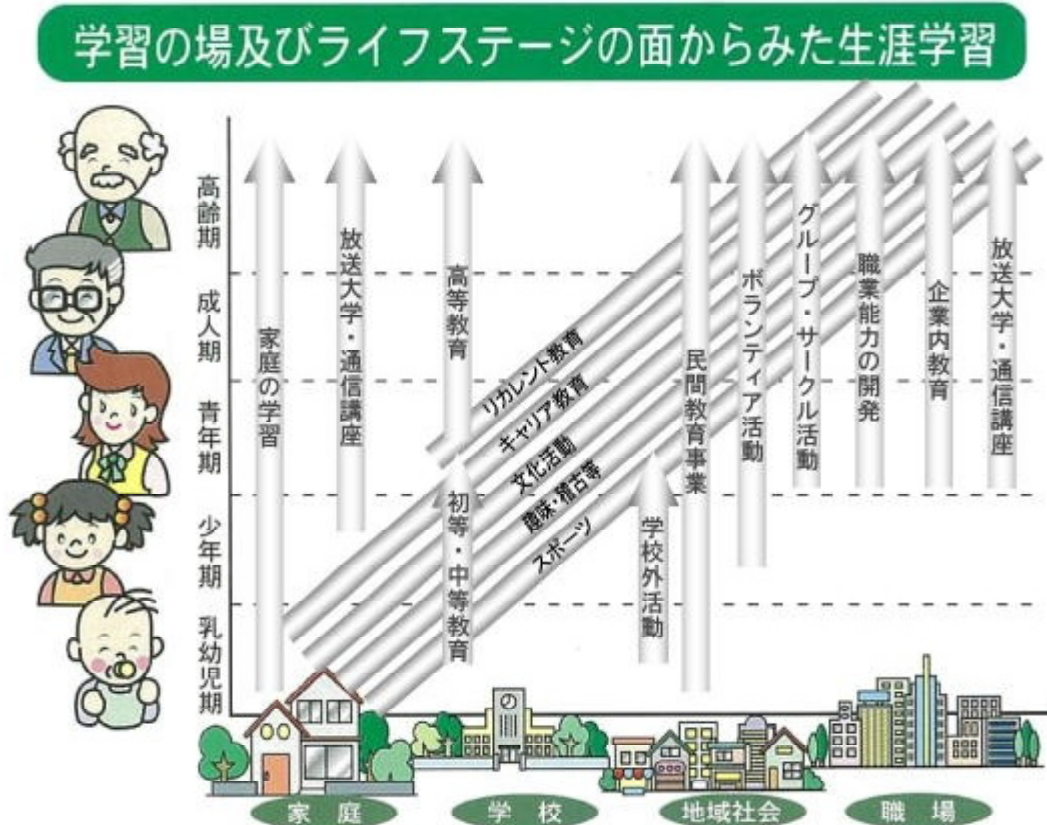
第1節 生涯学習の場の活性化

(ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備)

人が生きていくライフステージや置かれている状況によって、直面する課題は変わってくるため、それにに応じて求められる学習の内容や手法等も変わってくる。

乳幼児から高齢者までの学習活動を支援するためには、家庭、学校、地域社会、職場等が連携して、「開かれた学習の場」を提供し、学習需要を喚起して、県全体として「学習する社会」を構築する必要がある。

学習環境の整備に取り組むに当たっては、対象者にとって重要となる学習内容や手法等に応じて取り組みを進めることが、各個人の抱える課題解決に資することとなり、ひいては社会全体の課題解決につながることを考えるとされる。



1 家庭における教育力の向上

家庭において施す「教育」すなわち、「家庭教育」については、平成18年の改正教育基本法第10条¹にはじめて明記され、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と、親の役割を明確にしている。

2 学校における学習の充実

学校教育は、幼児児童生徒が生涯にわたって学ぶための基礎・基本を培う場である。

生涯学習社会における学校教育では、生涯を通じて主体的に学び続ける資質や態度を身につけさせることがより大切である。学校教育を生涯学習の基礎を学ぶ場として、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考えるなどの、「生きる力」²を育成することが重要である。

「生きる力」については、社会教育等の各施策の中でも、わかりやすく提示していくことは、今後、人々の自立を具体的に支援していく方策を検討する上でも意義深いものである。

3 地域社会における学習活動の促進

少子高齢化や核家族化、都市化の進行とともに、人々の価値観が多様化するなど社会情勢が大きく変化する中で、地域における住民同士の連帯意識も薄れ、生活の場となる地域社会に対する関心が低下してきている。

地域づくりは、生涯学習の振興と関連が強く、生涯学習社会を形成する上で、極めて大きな意味をもっている。

今後は、人々が、自発的に地域づくりに参画する契機となるような、様々な学習機会を提供するとともに、地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援したり、これらの活動を支える人材育成に努める必要がある。また、社会教育の在り方を常に見直し、その充実を図っていく必要がある。

4 職場における学習活動の促進

技術革新の急速な進展や情報化・グローバル化、産業・就業構造の変化等に

より、人々は、時代変化に柔軟に対応する新しい知識・技術を習得する必要に迫られている。

一方、職場においては、必要に応じて、勤労者の職能開発、ボランティア活動、スポーツ、教養の向上、文化活動に取り組むなど、県民が勤労者として、社会人として、その能力を發揮して、生き生きと働き、生活することができるような環境の整備が必要である。

また、職業人としての資質の向上や安全衛生教育、自己啓発活動への支援等を含め、職場における学習活動を推進することが重要である。

この他、これまでと異なる職種を選択するために新しい専門性を身に付ける学習や、出産・子育てなどにより、一定期間就業を中断した後に、職場に復帰するために必要な学習等も重要になると考えられる。

¹【教育基本法第10条（家庭教育）】

- 1 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の主体性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

²【生きる力】

「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など」

（参照）

【学校教育法第30条（小学校の目標）】

- 2 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に、意を用いなければならない。

第2節 生涯学習推進の具体的方策

1 教育・学習の総合化

学校教育と社会教育が協力して、地域社会全体の教育に取り組んでいこうとする「学社融合」¹の必要性が重視されている。「学社融合」は、生涯学習社会の新しい方向を示す考え方であり、その理念の普及・啓発を継続し、今後も推進体制の整備を図りながら、その実現に向け取り組みを強化する必要がある。

2 現代的課題に関する学習機会の拡充

社会の急激な変化の中で、人間性豊かな生活を営むために、理解し体得しておくことが望まれる現代的課題²についての学習機会の拡充を図るとともに、その成果を幅広く活用するためのシステムづくりが必要である。いわゆる「知の循環型社会」³の構築が必要である。

現代的課題に対応するためには、教育行政をはじめ、福祉、環境、文化等、各分野の総合的な連携が不可欠であり、多様な学習機会をより多くの人々に提供することは重要である。

3 生涯学習によるまちづくり

昔から「まちづくりは人づくりから」と言われてきた。本県の多くの市町村では、「住民参加のまちづくり」が進められており、その多くは「住民の何らかの生涯学習」とその「学習成果の活用（還元）」が基盤となっている。自分たちのまちづくりを行政だけに頼らずに、住民自身も行政と協力しながら進めていこうという気運と実践活動が「新しい公共」⁴へつながる。地方分権の時代、各地の個性的なまちづくりが求められる現在では、住民が身につけた諸能力や感性を生かして、まちづくりに加わることが求められている。まちづくりには、人々が生涯学習活動で習得した様々な学習の成果を活用することが必要である。

4 ボランティア活動の推進

自由時間の増大や経済的な豊かさが進む中で、人々は精神的な充実感や生き

がいを求めており、個人の自由な意思に基づき知識・技術や時間等を地域社会のために役立てながら、共に生きようとするボランティア活動への関心が高まっている。そのため、生涯学習で得た成果を生かして様々なボランティア活動に取り組むことが期待されている。

5 リカレント教育の推進

科学技術の進展・産業構造の変化などにより学習需要の高度化・専門化が進み、社会人・職業人の学びの場が必要となっている。また、団塊の世代を生かすためのリカレント教育⁵の促進が求められている。

放送大学をはじめ、高等教育機関や産業界、関係行政機関等が相互に連携・協力し、リカレント教育を総合的に促進していく必要がある。

1【学社融合】

「学校教育と社会教育が、それぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動等、両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって、子どもの教育に取り組んでいこうとする考え方である。事業の実施にあたっては、両者が主体となる。」

2【現代的な課題とは】

「社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題のこと。同時に現代的課題は、社会状況の変化に応じて変わるべき流動的なものであるとし、課題設定のための観点提示にとどめ、例として、生命、人権、家庭・家族、地域の連帯、まちづくり、高齢化社会、男女共同参画社会、情報の活用、国際理解、国際貢献・開発援助、環境などの19の課題」

(平成4年生涯学習審議会答申より)

3【知の循環型社会】

「各個人が、自らのニーズに基づき学習したことにより得られる様々な経験や知識等を社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するため、社会の中に還元(循環)すること。」

(平成20年2月19日中央教育審議会答申より)

4【新しい公共】

「新しい公共とは、すべての人に居場所と出番があり、みなに役に立つ喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その成果が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会を作るための『協働の場』である。つまり、『支え合いと活気のある社会』を作るための当事者たちの『協働の場』である。」

(平成22年6月4日『新しい公共』円卓会議資料『新しい公共』宣言より)

5【リカレント教育】

「新に学校教育を終えた後の社会人が大学等の教育機関を利用した教育のことを指す。生涯教育を受けて発展した概念であり、職業能力向上となるより高度な知識や技術、生活上の教養や豊かさのために必要な教育を生涯に渡って繰り返し学習することを意味する。」

(知恵蔵2011より)

第3節 生涯学習推進体制の整備

1 行政の推進体制

平成9年の沖縄県生涯学習審議会(建議)「本県の生涯学習推進体制の整備・充実」を再確認するとともに、生涯学習振興行政を、より一層「総合行政」として機能させるために、行政の「横の連携」を強化し、生涯学習推進本部や事務局体制の活性化を図る必要がある。そのためには、教育行政と一般行政の一体化・足並みの揃えが必要であり、関連する諸計画の連動性・整合性が求められる。また、これからの学校教育と社会教育の連携をより踏み込んだ「学社融合」へ移行していく必要がある。

(生涯学習推進本部体制の充実)

「沖縄県教育振興基本計画」の「主要施策1潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現〔生涯学習の推進〕」に施策項目(1)「生涯学習推進体制の充実」に生涯学習推進本部を位置づけ、全庁体制で生涯学習の推進を図る。

生涯学習推進本部(実務者会議)を定期的に関催し、各部局の生涯学習関連事業の成果と課題を共有する情報交換の場、各部局の生涯学習関連事業の課題解決のための対策に向けての協議の場とする。

本部活動に係る広報活動を充実させる。

(生涯学習推進本部関係部局の横の連携)

共通目的(課題)の協働実現を図るため、幹事会・実務者会議の機能を強化する。

生涯学習の振興に関する共通認識を図るための「講演会」等を開催する。

生涯学習推進本部の構成課における各生涯学習関連事業に係る広報活動の充実を図る。

施策、事業の無駄や重複をなくし、効率化・相乗効果を図るための連絡、調整の強化を図る。

(生涯学習審議会の継続的開催)

「沖縄県生涯学習審議会」「沖縄県社会教育委員の会議」をさらに充実させ、継続的に開催し、本県生涯学習推進の課題等について調査・研究を行う。その答申・建議・提言等は、「沖縄県生涯学習推進計画」に反映させる。

(行政組織の充実・拡充)

指導主事・社会教育主事の処遇・配置の工夫・改善を図る。例えば、社会教育主事の配置についての現状・課題を分析し、生涯学習推進のための基盤整備の充実を図る。

総合教育センターと生涯学習推進センターの合同化・協働化を図る。

（社会教育（行政）と学校教育（行政）の連携・協力のあり方）

教育基本法第3条「生涯学習の理念」及び第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定を検討し、学習した成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られ、生涯学習による「知の循環型社会」を形成する。また、相互の連携及び協力のあり方としては、学校、家庭及び地域住民等、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚する。

社会教育（行政）と学校教育（行政）の関係を、学社連携から学社融合（方法・プログラムの部分共有から目的自体の共有へ）の形へと移行させる形で、「生涯学習推進計画」の中に反映させ、実践につなげる。

2 県と市町村の役割分担

（県の果たすべき任務・役割）

県においては、全県民の生涯にわたる学習を県全体として推進することである。また、県全域の生涯学習機会の整備・充実（施策の総合的な推進）＝総合行政として、県主催事業の実施、市町村の支援、その他関係機関・事業団体等への支援・相互協力を行う。

- ・ 県全体の生涯学習推進体制の整備を図る。
- ・ 県の施策を通じた生涯学習の推進と推進のための市町村への情報を提供する。
- ・ 県民、市町村への情報提供及び広報活動を充実させる。
- ・ 生涯学習推進のための人材を育成する。

（市町村の果たすべき任務・役割）

市町村においては、当該市町村民の生涯にわたる学習を当該市町村全体として推進することである。

- ・ 生涯学習推進体制の整備を図る。
- ・ 住民のニーズにそった学習機会を提供する。
- ・ 県行政、関係機関、民間（企業等）とのネットワークを図る。
- ・ 生涯学習推進のための人材を育成する。

3 市町村の生涯学習推進状況

(生涯学習推進状況の調査)

本県の生涯学習を推進するためには、沖縄県生涯学習推進本部の組織の充実を図り、県全体の取り組み体制を強化するとともに、市町村における生涯学習推進本部の設置をはじめ、生涯学習推進体制の整備を図る必要がある。市町村は、次の項目について、生涯学習推進体制状況を調査し改善に生かす。

- ・生涯学習主管課の設置
- ・生涯学習推進組織等（推進本部等）の有無
- ・答申、建議、提言等の有無
- ・生涯学習推進計画等の有無
- ・生涯学習中心施設等の有無
- ・教育の日の有無
- ・フェスティバル・発表会・シンポジウム・フォーラム等の有無
- ・社会教育委員の会議の有無 等

参照：p8【生涯学習推進体制組織の設置率】

市町村は、各市町村「生涯学習推進計画」を策定し、推進する。

市町村は、各市町村「生涯学習推進計画」の実施状況の分析・整理を行う。

4 生涯学習推進の評価

(生涯学習推進状況の評価)

県及び市町村の生涯学習推進状況等について評価を行う。

(* 「Plan計画 Do実行 Check評価 Action改善」による評価の実施)

(学習の質の保証と学習成果の評価・活用)

様々な主体から多様な学習機会が提供されるが、学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、学習機会や提供者の評価等を通じて質の保証を図っていくことが求められている。

生涯学習の構築に向けて学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることが重要である。そのためには、学習成果を適切に評価し、活用できるようにすることが重要である。

[第 2 部 生涯学習推進の具体的取組]

第 1 章 学校支援によるまちづくりの推進

第 1 節 「学校支援」を足がかりとした「地域コミュニティづくり」の推進

島しょ県沖縄においては「人材こそ最大の資源」の考えを共有し、家庭、地域住民が連携して、子どもたちの躰や道徳など人間教育を育てている。自分の地域に誇りを持ち、大きな夢と目標を抱いて生き生きと学ぶ、将来を担う子どもたちを育成するには、地域住民等の連携・協力が必要である。

（「学校支援」の必要性）

学校と地域との連携体制を構築し、学校教育と社会教育の新たな関係、いわゆる「学社融合」を築いていくことが求められている。このため、地域住民による学習支援活動や登下校の安全確保活動など、学校を支援する地域の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築く礎となる。地域住民が、これまでに培ってきた知識や経験、学習の成果を学校教育の場に生かすことで、教育に対する社会全体の連携の強化及び生涯学習社会の実現につながり、ひいては、地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。

多くの地域住民等や家庭(保護者等)が相互に連携し、大人と子ども、大人同士がふれ合う機会になれば、人間関係の回復や地域のきずなの深まりが期待でき、地域及び家庭の教育力の活性化に繋がる。

（「学校支援」体制の充実）

沖縄における団塊の世代(1950年から数年の出生)が持っている知識や技能、経験を地域コミュニティづくりに生かすことが求められており、その力を有効に活用する方策を検討することが必要である。

地域住民が学校支援活動に参加することについて、教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアや学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保及び地域住民の活動経費の確保が必要である。また、これらを円滑に進めるため、教育委員会における学校教育担当課と社会教育担当課の連携等が特に重要となる。

（学校を核とする地域連携）

学校の力を生かした地域づくり、「学校支援地域本部事業」¹「放課後子ども教室推進事業」²を活用した地域住民のつながりづくりを強化する。

学校の状況に応じ、地域交流室の設置、地域連携室等の整備・充実を図り、学

校内に、地域住民等が自由に集える場所の確保に努める。

学校図書館を地域へ開放する。読み聞かせボランティアや図書館ボランティアなどの協力を得る。

公民館で行う講座と学校の授業の合同実施・公民館講座で学んだことを学校の総合学習的な学習の時間等に取り上げてもらい、講師等として指導に当たる。

（「地域コーディネーター」の学校派遣）

地域連携担当教員を通じた学校との意見交換・情報共有により、学校のニーズと地域のボランティアの力を効率よく結びつける。

地域や教員とのコミュニケーションが必要である。

学校支援地域本部事業を受け入れているかいないかによらず、配置し、学校医等と同様に要覧に名簿を掲載する。

（「地域連携担当教員」の効果的配置）

開かれた学校づくりには、校長のリーダーシップのもと、校内における地域との連携・協力体制を構築する仕組みが必要である。そのためには、地域連携担当教員の業務を確認するとともに、学校が地域連携担当教員に社会教育関係者や地域の人材等をコーディネートする役割を担う社会教育主事有資格者を配置できるように、有資格者の人材育成に取り組み、社会教育主事有資格者の登用の促進を図る。

各教育事務所での校長、教頭、教務主任研修会等で、学校における地域連携担当者の役割について認識を深めていく。

¹【学校支援地域本部事業】

- ・地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行うことを目的に実施する。
- ・大人が子どもたちに多く関わることで、多様な体験、経験の機会が増えたり、規範意識やコミュニケーション能力の向上などの効果が期待され、かつ教員がより教育活動に力を注ぐことができるようになり、学校教育の充実を図ることができる。
- ・地域住民等が自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を図ることができる。

²【放課後子ども教室推進事業】

- ・子どもたちを地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくむことを目的に実施する。
- ・放課後や週末等に、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動の取り組みを実施し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)づくりを推進する。

第2節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」の推進

現在、学校を地域の拠点として、社会全体で支援する取組みが進められており、地域住民の学校運営への参画や地域力を生かした「学校支援」が図られている。このようにして培われてきた学校の力を地域づくりに還元し、「学校づくり」と「地域づくり」を一体的に推進していく必要がある。そこで、地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」³の推進を図る。

(地域を核とする連携)

市町村の公民館に、学校支援のための「地域コーディネーター」を置き、ネットワーク組織を設置する。

自治公民館、自治会等を活動の拠点とした「地域コミュニティづくり」を推進する。

「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図る取組を通して、「地域の教育力の向上」をめざす。

各社会教育関係団体や地域住民等が連携して、地域で「子ども」と「大人」がふれ合う活動を推進することで地域の活性化を図る。(地域の実情に合わせて「CGG運動」⁴「おきなわ地域教育の日」⁵などを活用する)

³【地域コミュニティとは】

「日常生活のふれあいや協働の活動、活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと」

(総務省「地域づくりキーワードBOOK 地域コミュニティ再生」より)

⁴【御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動】

「『地域の子は地域で守り育てる』との共通認識のもと、すべての地域住民が参加する『クリーン活動』及び『御万人のふれあい活動』として、年に1回の全県一斉運動」

⁵【おきなわ地域教育の日(実践例)】

- ・これまでの活動を子どもたちとともに活性化させる活動
- ・大人と子どものふれあいの場をつくる活動(CGG運動など)
- ・声かけ運動とともに、安全・安心な地域づくりを目指す活動
- ・子どもたちが主役となるような心の居場所をつくる活動
- ・子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせる活動

など、地域の実情にあわせて、毎月実施できる。

第2章 県の生涯学習の推進

第1節 家庭教育の充実

家庭は、子どもにとって、家族とのふれあいを通じ、人間形成が行われる最初の場であるとともに、規範意識を育むなど、人間としての基本的な資質や能力を育成する場であり、すべての教育の原点ともいえる。家庭における教育力の向上は、子どもの基本的な生活習慣を確立させ、豊かな感性や情操を育む。

さらに、経済的支援や特別な支援を必要とする子どもを持つ親の子育てへの支援（学習機会の提供）する体制づくりに、地域住民や民間の力を生かすことが必要である。

また様々な青少年の体験活動は、思いやりの心や規範意識をはぐくみ、広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し解決したり、人との信頼関係を築いて共に物事を進めていく喜びや充実感を体得させることができる。

（取り組み）

家庭における児童養育の技術や児童に係る家庭の人間関係、その他児童福祉に関する事項について相談援助活動を行う。

母子家庭、寡婦及び父子家庭において日常抱えている諸問題の解決を図るため、弁護士、養育費専門相談員による相談を行う。

家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者や、友人関係で悩む子どもへの支援として、電話での相談に応じる。

養育上の悩み等による相談及び高度の専門的知識、技術を有する者による相談援助活動を一体的に実施する。

育児に関する情報交換、様々な文化活動、研修会の開催、児童の事故防止活動等を支援する。

地域において子育て親子の交流等を行う子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。

家庭教育の支援を図るため、学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」等の設置促進を図り、家庭教育を活性化する。

社会教育指導員、民生委員・児童委員、教育相談員、青少年育成指導者等を対象に、カウンセリングの基礎的知識技能について研修する。

母子家庭及び寡婦、父子家庭の自立を支援、生活基盤の安定化を目的として、個々の職種に必要な知識・技能の習得のための講習会を開催する。

親子で野外活動、親子キャンプを行い、地域の自然に触れることや親子のふ

れ合いを通して、家庭教育の支援を図る。

青少年の、相互交流を図るとともに、規律ある共同生活を通して、自主性及び協調性を養い、青少年の健全育成を図る。

（施策の方向）

子どもは次世代の親となることから、「子育てセーフティネット」の整備は次世代の親づくり、地域及び沖縄の未来づくりであるという認識を県民全体で共有し、長期的な視野に立った子どもの健全育成や居場所づくり、安全確保に向けた環境整備に取り組む。

親になるための学習機会や、親のための相談事業を一層充実させる。特に、乳幼児における親子の信頼関係の重要性、父親の子育てへの参画の重要性についての啓発に努める。

本県のもつ豊かな自然環境と独特の風土、ユイマール等の精神文化を効果的に活かしつつ、学習の機会、児童相談など地域子育て支援、多様な保育サービスの充実等を図り、地域社会全体で子育てを支援する体制を構築する。

広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、自立支援策の強化や社会的養護体制の整備、子どもの貧困問題の解消等に取り組む。

家庭教育を支援する「家庭支援チーム」の組織化を図り、活用する。

放課後の子ども支援として、学校支援や体験活動を充実させるため、民間の力を生かした支援体制づくりを推進する。

親の子育てに関する不安や悩みを解消し、ゆとりと自信を持って家庭教育を実践することができるよう、子育てに関する情報の提供や相談体制、研修会の充実を図る。

青少年健全育成を目的とした民間団体による体験活動の広報等の工夫をする。



子育てサロン（家庭教育支援事業）

第2節 文化活動の推進

文化芸術は、地域の伝統行事、芸能、民俗、文化財、生活文化等の分野から高度な芸術活動に至るまで、非常に範囲が広く、長い歴史のなかで育まれてきた。人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらす文化活動は、人々の交流を生み出すとともに、それ自体が生涯学習である。

また、郷土の伝統文化や文化芸術に触れ、自らも文化活動に参加し、あるいは歴史や文化を学ぶことは、豊かな精神生活を送るとともに、地域の振興に役立てることができる。

沖縄の伝統文化や文化芸術を継承・発展させるために、文化財の保存・公開活用に取り組むとともに、様々な文化芸術活動への支援を促進する。

(取り組み)

県立博物館・美術館「移動博物館」の開催などにより、県民の「郷土の文化」に対する意識の高揚と普及を図り、離島、遠隔地域の活性化を促進する。

県立博物館・美術館などにおいて、沖縄の自然・歴史・文化と結びついた体験的な活動を実施する。

国立劇場おきなわでの芸能公演や各県での組踊特別鑑賞会に取り組むとともに、県内での児童生徒鑑賞会を推進することで、組踊をはじめとする沖縄の伝統芸能の普及を図る。

史跡めぐりなどを通して、郷土の歴史を理解し、風土・文化などの継承の必要性などについて学ぶ。

県立博物館・美術館において、沖縄の自然・歴史・文化に関する最新の研究や博物館資料等を紹介する。

公文書館収蔵資料等の利用普及を図り、県民文化の向上に資する。

国指定重要文化財「おきなわけんしゅりじょうきょう沖縄県首里城京の内跡出土陶磁器附一、金属製品一、ガラス玉」¹をテーマに沿って年次的に公開する。

県立埋蔵文化財センターにおいて、発掘調査により出土した埋蔵文化財を県民に公開するとともに、県民を対象とした講演会や体験発掘等を実施する。

市町村や関係機関との連携により「しまくとぅば」体験事業等を開催し、沖縄文化の基層となる「しまくとぅば」の普及・継承を図る。

(施策の方向)

学校における文化活動の促進を図るため、優れた指導者の派遣や、文化活動の発表の機会を設け、児童生徒の文化活動の活性化と向上に努める。また、児童生徒の豊かな感性を育むため、音楽、演劇など、生の芸術に触れる機会の提供・充実に努めるとともに、組踊、沖縄芝居や琉球舞踊等の沖縄伝統芸

能に触れる機会を設ける。

文化資源については、沖縄の先人たちが長い歴史的伝統のなかで築き上げてきた、貴重な文化遺産ならびに資産を未来へ継承発展させる。

県民の多様な芸術活動を奨励するとともに、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供する。

県立博物館・美術館において、本県の自然・歴史・文化について、県民に鑑賞の機会を提供し、情操豊かな人間性の涵養に寄与する。

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保存管理体制を充実するとともに、ユネスコ無形文化遺産となった組踊をはじめとする沖縄伝統芸能等の学習機会を提供し、地域の活性化につなげる。

考古学の研究成果を紹介したり、発掘調査によって得られた成果を広く公開し、活用を図る。

^{しゅりじょうきょう うちあとしゅつどとうじき}
1 【沖縄首里城京の内跡出土陶磁器 附 一、金属製品 一、ガラス玉】

- ・那覇市首里当蔵に所在する首里城内郭の京の内跡の天順3(1459)年に焼失した建物跡から出土した陶磁器の一括である。
- ・出土した陶磁器は、中国産の青磁、白磁、明代の染付を中心に、元代の染付、色絵、褐釉陶・磁器、瑠璃釉、紅釉など、タイ産の褐釉陶器、ベトナム陶器、日本の備前陶等で構成され、概ね14世紀中頃から15世紀中葉のものである。
- ・琉球王国は首里城正殿に吊られていた「万国津梁の鐘」の銘文に「船舶を諸国と結ぶ小橋とすることによって異国の宝物類が国中に充満する」(訳文の趣旨)とあるように、中継貿易で栄えた琉球王国の繁栄ぶりを如実に示す貴重な一括資料である。

(平成12年6月27日付け 文部省告示第120号)



組踊「執心鐘入」

第3節 国際交流・協力の推進

国際交流・協力活動は、それ自体が学習としての側面を持つだけでなく、活動を通して海外との新たな交流が生まれ、多様な国々の文化を理解し、国際的な視野を持った若い人材を育成することにより、世界に開かれた交流の島・沖縄を形成することにより、地域の活性化につながることを期待できる。

明治以降、本県の人々は、ハワイ州など、南米・北米など広く海外へ移住し、現在そのネットワークはヨーロッパなど世界各地へ広がり、海外在住の県系は39万人を超えるといわれている。海外の県系人を核とする「ウチナーネットワーク」は、沖縄の地理的特性、歴史的背景から蓄積された特色ある資源であり、本ネットワークを通じ、海外との交流を深め活用することによって、多様な文化の理解を促進し、地域の活性化につなげていくことが必要である。

(取り組み)

本県の高校生と諸外国の高校生の文化交流を通して相互理解を深め、本県高校生の文化活動の充実・発展に資する。

専門高校生を海外に派遣し、各専門分野等を視察するとともに、同世代の若者との交流を行い、国際的視野を広める。

国際交流・協力を支える民間ボランティア登録制度の拡充・活用を図り、国際交流・協力の促進に努める。

開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を受け入れ、専門分野の知識、技術を習得させることにより、人材育成支援を行い、開発途上国の発展に寄与する。

我が国において義務教育を受ける機会を逸した県内在住の県系移住者子弟等に対し、漢字の基礎的な読み書き学習の場を提供することにより、日常生活に必要な識字能力の養成と勉学意欲の向上を図る。

次代を担うにふさわしい青年の育成を目的とする「世界青年の船」事業等に県内青年を派遣する。

沖縄県高校生海外雄飛プロジェクトにおける高校生の相互交流を通して、自国と他国の歴史や文化について学び、平和を希求する心を持つ、21世紀の国際社会に貢献する人材の育成を図る。

(施策の方向)

県民の国際交流・協力についての理解と関心を高め、国際化の進展に対応しうる人材の育成及び確保に努める。

国際化社会の進展に対応すべく県民を積極的に留学等で海外に送り出すこと

に努める。

本県が国際的な交流拠点となるために、若者を中心にした、海外との交流プログラムを実施する。

国際化の進展により、外国人の増加と定住化が進む方向にあることから、生活者としての外国人に対する支援策の拡充を促進する。

国際交流・協力を積極的に進めて行こうとする民間国際交流団体の育成・強化を図り、県民の幅広い参画を促進する。

国際協力の実施機関である J I C A 沖縄国際センターと連携・協力して、県民、児童生徒の国際協力への関心と理解を深める啓発活動を促進する。



シンガポールの高校生との舞踊交流



日米の高校生によるワークショップ

第4節 福祉と安全のまちづくり

高齢社会においては、心身ともに健康で、自由時間を多く持つ高齢者が大幅に増大していくことが予想される。また、社会の変化に対応して、絶えず新たな知識や技術を習得する学習機会が必要である。

高齢社会に的確に対応していくためには、高齢者のみでなく、あらゆる世代の人々の、高齢化の問題に対する理解と認識を深めるとともに、自身の老後を有意義に過ごせるよう、若年期からの学習や社会参加活動を促進していく必要がある。また学んだことを積極的に社会に生かす、知の循環型社会の構築が求められている。

また、人々が住み慣れた地域で、安全で安心して安らぎのある生活を送れる地域社会づくりができるよう、自然災害、交通事故、犯罪など安全に関する学習機会の提供、住民の安全意識の向上、安全技術の習得などを図る必要がある。

(取り組み)

高齢者の創作による美術作品展を開催し、芸術文化活動への参加機会を促すことにより、高齢者が創作活動等の生きがいを持つことで、明るく活力ある長寿社会づくりに寄与する。

各地域で高齢者の指導者として活動できる人材を養成する。

高齢者に体系的な学習及び社会活動への参加の機会を提供して、地域活動の担い手としての資質を向上させるとともに、高齢者の生きがいと健康の保持に資する。

高齢者を中心とする国民の健康保持・増進・社会参加及び生きがいの高揚を図るとともに、ふれあいと活力ある長寿社会を形成する。

点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。

視覚障害者を対象に、点字の書き方・読み方の訓練を行う点字教室、パソコン教室を開催する。また手話通訳者を養成するとともに字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ、DVD等を聴覚障害者に貸し出しする。

地域住民や事業者等に対して、防犯講話、防犯教室を実施する。

子どもから高齢者に至るまで心身の発達段階やライフスタイルに応じた交通安全教育を推進する。

(施策の方向)

多様化する高齢者の学習ニーズに対応した、各分野における高齢者向けの学習機会の拡充に努める。

高齢者の社会参加活動を促進するため、広報・啓発や情報提供・相談体制の

強化・拡充に努める。

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験、技能を活かした社会参加ができるよう、就労機会の確保やボランティア活動等への参加を促進し、生き甲斐づくりにつなげる。

高齢者や高齢社会に関する理解と意識の高揚を図るため、関係団体と連携をはかり、高齢社会に関する普及・啓発活動を推進する。

高齢社会は、あらゆる世代に関わる問題であることから、それぞれの世代にふさわしい学習機会を提供する。さらに、高齢者と異世代の相互の理解を促進するため、高齢者と青少年等との世代間交流を促進する。

障害者や高齢者の安全、また高齢社会に関する学習機会や場を提供し、地域における福祉への理解と参加を促進する。

障害者の社会参加の促進を図るため、地域生活支援事業の充実に努める。

地域社会の実情に応じた消防防災、防犯、交通安全意識の高揚や学習機会の提供を促進する。

交通安全に関するマナーとルールを普及のため、広報・啓発活動を推進し、参加・体験・実践型の交通安全教育を支援する。



横断歩道の渡り方の指導を受ける園児たち

第5節 郷土の自然及び環境学習の推進

本県の自然環境は、ホスピタリティあふれる県民性を形成する源である。これに加え、人々を魅了し惹きつける産業資源であるとともに、沖縄らしい自然を次世代に継承していく学習資源でもある。

このため、人と自然が共生する潤いのある地域社会の実現を目指し、環境保全等に対する県民意識の啓発・普及と合わせ、自然環境に親しむ体験学習など多様な学習機会の提供を図る必要がある。

また、今日の環境問題は、騒音や悪臭などの身近な環境問題から、野生動物の絶滅、地球温暖化といった国境を超え将来世代に渡り影響を及ぼすという空間的・時間的な広がりを持つに至っている。

このような環境問題に対処し、持続的発展が可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することが必要であり、家庭、学校、職場、地域社会等さまざまな場において環境学習の機会を提供する必要がある。

(取り組み)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源の重要性を県民に周知する。

緑化の普及啓発を目的に緑化技術の講習会等を行う。

野鳥観察を通して自然保護思想の普及啓発を図る。

自然に親しむための行事を通じ、自然に対する理解を深め、自然を大切にす
る心を育む。

緑の少年団に対して体験学習会等支援を行う。

豊かな自然の中での体験活動を通して自然を大切にする、人と協力する、生
活を工夫する等の心情や態度を育てるとともに、ねばり強い心とたくましい
心を培う。

県民が環境問題についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保
全に関する活動を行う意欲を高めるため環境情報の発信、講演会、イベント
等を行う。

(施策の方向)

学校・地域及び関係機関、団体との連携・協力の下、県民が主体的に保全維
持、創成活動を行うなど、県民全体で自然環境を次世代に受け継ぐための取
組を推進する。

自然公園等の歩道、野営場等の利用施設を整備するとともに、自然観察会等
の自然に親しむ各種活動などを通じ、自然を学ぶ、自然に学ぶ学習機会の提
供に努める。

県民、学校、地域の団体、事業者等とのパートナーシップを形成し、環境学習の効果的な推進を図る。

各主体の環境学習に対して、情報の提供、人材の派遣、教材・資材の提供などの支援に努める。



自然体験学習（石川青少年の家）



野外観察会

第6節 健康づくり・スポーツ活動の推進

近年、ライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病等が増加傾向にある。健やかで、心豊かに充実した生涯を送ることは、県民すべての願いである。

心身ともに健康な生活は、豊かで充実した人生を営むための土台となる。特に、現代社会においては生活環境や食生活の変化などにより、健康づくりへの関心が極めて高くなってきた。

また、スポーツ活動は、人々に、爽快感、達成感、連帯感といった精神的充足感をもたらすとともに、健康・体力の保持増進を図り、明るく豊かで活力ある生活づくりに役立つものである。

(取り組み)

地域で活動する栄養士や市町村栄養士の資質向上と相互の連携強化を図り、健康づくりに寄与する目的で教育研修会を開催する。

健康づくりにおける食生活および運動についての施策や事業の進め方など、健康づくり栄養担当者のスキルアップを図る目的で研修会を開催する。

食生活を基本とした健康づくりを推進しているボランティア組織である「食生活改善推進員」に県民の課題である肥満・糖尿病予防対策及び食育活動の事業を委託し、地域活動を通して県民の健康意識の改善を支援する。

思春期から更年期に至る女性に対し、各ライフステージに応じた健康教室及び講演会を開催し、女性の健康を支援する。

県民がスポーツに親しむことができる環境づくりとして総合型地域スポーツクラブの育成・支援に向けた環境の整備を推進する。また生涯スポーツの普及・振興を図るため各市町村のスポーツ指導委員及び生涯スポーツ担当者が一堂に集い、各地区におけるスポーツの諸問題について研究協議を行い相互の資質の向上を図る。

県民の日常生活の中にスポーツ・レクリエーション活動を定着させ、明るく健康で心豊かな県民の育成を図る。

地域における体育・スポーツの普及・振興に役立てるため、学校教育に支障のない範囲において、県立学校体育施設を県民の利用に供する。

(施策の方向)

地域住民の多様なニーズに対応できる、健康づくりに関する実践的事業の企画、保健所や市町村保健センター、健康増進機能を有する施設の活用を推進する。

メンタルヘルス、精神保健に関する県民への正しい知識の普及・啓発に努める。また、心の健康について、県民が気軽に相談できる機関等の案内・広報

及び相談体制の充実に努める。

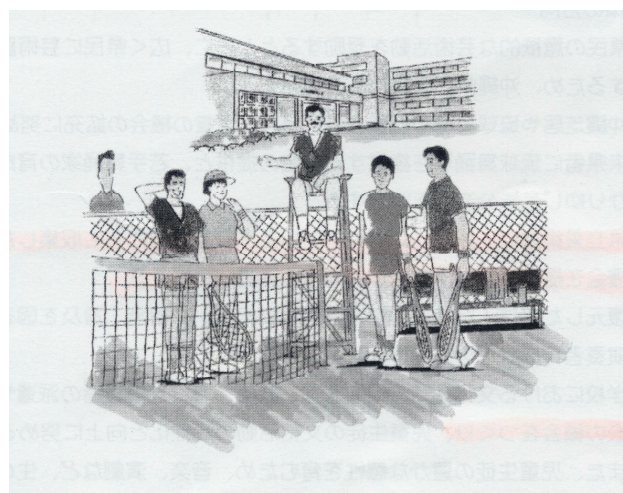
地域の実情に応じた健康づくりに向けて、関係団体が主体的、組織的に取り組めるようその活動を支援する。

沖縄県広域スポーツセンターを中心に、地域の特性を生かした総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努める。また、多様化する県民のスポーツニーズに適切に応え、県民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを継続的に実践できるようにスポーツ施設等の条件整備の充実に努める。

市町村や職場での生涯スポーツ指導者の発掘及び養成確保に一層努めるとともに、地域住民と行政のコーディネーターとしてのスポーツ推進委員の資質の向上を図る。さらに、スポーツ活動を支援するボランティア等の育成に努める。

高齢者の健康の保持・増進、社会参加、生きがいづくりの観点からニュースポーツ、健康体操等の普及促進に努める。

地域住民の身近なコミュニティスポーツ施設として社会参加が容易になる社会基盤の整備に努めるとともに、地域住民への学校体育施設の開放を積極的に促進する。



第7節 男女共同参画の推進

男女共同参画¹社会を実現するためには、人権尊重の理念を社会に根づかせ、真の男女平等を推進し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれずに、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要である。

そのためには、引き続き男女共同参画の視点に立った意識啓発を家庭、学校、職場、地域の中で実施することが必要である。

(取り組み)

沖縄県男女共同参画センターを拠点として、平成24年度から実施する第4次沖縄県男女共同参画計画に基づき、県、市町村、民間団体、事業者、県民がそれぞれの立場で、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に連携・協力しながら取り組む。

(施策の方向)

家庭における男女共同参画の実現を図る。

- ・男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発の実施
- ・育児及び介護を支える環境づくり
- ・配偶者等からの暴力(DV)の根絶
- ・生涯を通じた男女の健康づくりの推進

職場における男女共同参画の実現を図る。

- ・多様な就業を可能にする環境の整備
- ・雇用分野における均等な機会及び待遇の確保
- ・農林漁業における男女共同参画の推進
- ・仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進

地域における男女共同参画の実現を図る。

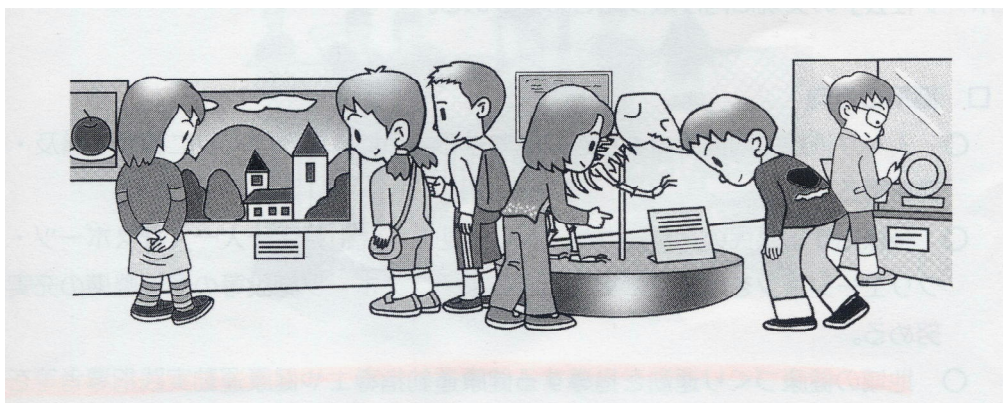
- ・地域活動を推進するための連携・協働
- ・生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- ・市町村における男女共同参画の推進

社会全体における男女共同参画の実現を図る。

- ・女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
- ・男女共同参画に関する意識啓発の推進
- ・男性及び子どもに向けた意識啓発の推進
- ・男女間における暴力の根絶

¹【男女共同参画】

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。」
(沖縄県男女共同参画推進条例第2条より)



第 8 節 ボランティア活動の推進及び産業に関連した学習機会の提供

自由時間の増大や価値観の多様化などにより、ボランティア活動への参加意欲が高まっているとともに、活動を通して新しい交流や地域の活性化が始まるなど、生涯学習を形成する上で、大きな役割を担っている。ボランティア活動は、本来、意志さえあれば誰にでもできるものであるが、その活動に際して学習が必要な分野があることや、また活動に参加することで、意欲を高めることにつながり、生涯学習を促す活動としても大切である。

また、産業に関連した様々な学習機会の提供は地域の魅力を再発見することに役立ち、県民にとって豊かな文化生活を営むうえで有意義である。

(取り組み)

ボランティア活動の意義と役割について理解を深め、自ら実践する意欲を育てると共に、ボランティアとして初歩的な知識・技術および態度を実習を通して学ぶ。

博物館・美術館のボランティア活動をとおして、県民に自己学習と自己実現の機会を提供する。

地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取り組みに対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る。

小・中学生を対象に漁業体験、水産物の料理教室などを実施し、水産業の普及啓発を行う。

小・中・高校生を対象に農業体験学習活動を支援し、農業体験受入体制の整備を図る。

青少年をはじめとする一般県民に対して林業への理解を促進するとともに林業後継者の育成確保を図る。

将来、農業経営者及び農業関係の業務に従事しようとする高校生を対象に、農業大学校において農業の実践学習の体験、先進農家の見学等を行い、農業への関心と理解を深め、就農及び研修意欲の向上を図る。

就農を希望している他産業従事者等を中心に、新規就農に関する基礎的な知識及び技術を習得できる講座制研修や農作業の体験研修を実施する。

児童が観光という視点を通して沖縄の歴史・文化、自然を学び、郷土に対する理解を深めることをねらいとして、「沖縄県『めんそーれ沖縄』観光学習教材」を作成し、全小学校に配付することとともに、教材を活用した観光教育への支援を行う。

本県伝統工芸を継承・発展させるため、後継者の確保と育成に取り組む。

(施策の方向)

ボランティア活動の振興のため、情報誌やインターネットを使った情報の提供やボランティアネットワーク体制の整備など、支援体制づくりを推進する。社会人のボランティア活動への参加を進めるため、ボランティア休暇制度や保険制度の普及を促進する。

社会教育関係団体・機関等との連携に配慮しながら、児童生徒の学校教育及び地域社会におけるボランティア活動の充実に努める。

学校支援ボランティアの活用を推進し、コーディネーターの育成を図る。

県民を挙げて推進している「ちゅらさん運動」の定着・拡大を図るため、広報・啓発活動を推進し、地域、職域における自主防犯ボランティア活動の拡充・支援を行う。

地域資源等の掘り起こしや磨き上げによって、それらを地域の宝、財産として共有するとともに、地域社会を構成する住民、親族、自治会、NPO、行政、企業等の連携により、各世代が共生した「共助・共創型のまちづくり」を進める。

青少年から高齢者まで、地域の一員としての自覚の下、まちづくりの活動に参加できるよう支援体制の整備を促進する。

住民の主体的、自主的な生涯学習への取り組みによる、活力に満ちた「地域づくり」に努める。

新産業の創出や既存産業の育成強化及び技術等の普及を図るため、各産業分野において、専門的知識・技術を身につけた人材や後継者の育成に関する学習機会の充実に努める。

キャリア教育の一環として、望ましい勤労観、職業観を育むため職場見学、職場体験、就業体験等を実施し児童生徒の発達の段階に応じた体験活動に取り組む。これらを推進するうえで、学校、家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等、各界が各々役割を発揮し、一体となった取り組みの強化を図る。



高校生県外インターンシップ（出発式）

[第 3 部 生涯学習実施機関の充実]

第 1 章 生涯学習推進センターの充実

第 1 節 「沖縄県生涯学習推進センター」の充実

県民の自主的な学習活動を支援するため、市町村・関係団体等との連携強化を図り、生涯学習情報の収集・提供や学習機会の提供の充実に努める。

また、生涯学習・社会教育指導者の養成及び資質向上を図るとともに、学習成果の評価を適切に行う他、生涯学習に関する相談体制の充実に努める。更に、県民が効果的に学習が進められるよう視聴覚ライブラリーの整備充実に努める。

併せて、学習プログラム等の研究・開発を行うため、生涯学習に関する県民意識や学習ニーズ等の全県的な調査の実施に努める必要がある。

1 「おきなわ県民カレッジ」の充実

(必要性)

県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、国・県・市町村及び大学等で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習機会を広域的・効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価する必要がある。

(事業内容)

(1) 「美ら島沖縄学講座」

おきなわ県民カレッジ事務局（教育庁生涯学習振興課）が企画・運営する講座等で、本県の特徴のある自然・歴史・文化等について、県民に学習機会を提供する。

(2) 「広域学習サービス講座」

市町村の行政区域を越えて各教育事務所を拠点として、学習圏域の地域特性を生かした講座等を実施する。

(3) 「学校開放講座」

県立学校等が企画・運営する講座で、各学校が有する優れた人材や施設等を活用し、県内各地で多様な学習機会を提供する。さらに、県立学校等との連携強化を図り、講座情報の収集・提供や学習機会の提供の充実に努める。

(4) 「連携講座」

国、県、市町村、高等教育機関、各種関係団体等が企画運営する講座を体系化しおきなわ県民カレッジの認定講座として県民に提供することで、県民に多様な学習機会の拡充を図る。

2 生涯学習に関する県民意識や学習ニーズの調査研究

(必要性)

多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、生涯学習に関する県民意識等の全県的な調査を実施する必要がある。

(事業内容)

生涯学習に関する県民意識や学習ニーズ等の全県的な調査を実施する。その調査等を基に新たな学習プログラムを開発し、市町村等への提供に努める。さらに、学んだ成果の適切な評価及び活用の在り方について研究する。

3 生涯学習・社会教育施設等指導者の養成及び研修

(事業内容)

市町村の生涯学習・社会教育施設等指導者の資質向上研修会等を行い、県内各地で行われる生涯学習・社会教育の取り組みを促進する。

4 「社会教育主事講習 [B](沖縄会場)」の実施及び充実

(必要性)

社会教育主事資格の取得については、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターや九州大学において30日間程度講習を受ける必要があり、受講者側の経費負担が大きく受講者が少ない状況である。このことを踏まえ県内で、講習会を実施し、社会教育の専門職である社会教育主事の養成に努め本県の社会教育基盤の充実を図る必要がある。

(事業内容)

県、市町村の社会教育・学校関係職員を主な対象に、社会教育主事となる資格を取得させるため、文部科学省の委託を受けた国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが行う社会教育主事講習[B]をインターネットにより、沖縄県内(生涯学習推進センター他)で実施する。

5 「沖縄県生涯学習情報提供システム」の整備・充実

(必要性)

国や関係機関との連携強化を図り、生涯学習に関する情報の収集及び県民への情報発信を一層進めていくことが求められており、県民の多様化・高度化する学習ニーズに応える必要がある。

(事業内容)

国・県・市町村の生涯学習施設、機関・団体、高等教育機関、民間教育事業者等が持っている生涯学習に関する情報を収集、体系化し、Webサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」を通して、県民へ生涯学習情報を提供する。更に、遠隔講義配信システムの整備に向けて、調査研究に努める。
また、生涯学習に関する相談体制の充実を図る。

6 「視聴覚ライブラリー」の整備・充実

(必要性)

県民が効果的に学習が進められるよう、視聴覚ライブラリーの整備・充実に努める必要がある。

(事業内容)

視聴覚機材（16mm映写機・プロジェクター等）・教材（16mmフィルム・ビデオ・DVD等）を整備し貸出を行うとともに、視聴覚教育に関する相談に応じる。また、視聴覚教育関係者の資質向上研修会等を実施する。

第2節 情報ネットワークの構築

教育行政、各分野行政によっては、情報の入手や情報提供等において、行政の力だけでは行き届かないところも多い。民間と行政、民間と民間等が、互いに連携した活動の展開が必要である。人材の情報も含めた互いの持つ情報のネットワークの構築が不可欠である。

1 県及び市町村の情報ネットワークの強化

(必要性)

県民に対する生涯学習情報の提供として、webサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」において、講座研修、指導者・講師、団体グループ、生涯学習施設、視聴覚教材、資格・免許情報を提供する。

県、市町村、高等教育機関の生涯学習情報の提供(広報)の支援を一層図る。
先進的な取り組みを行っている事例の紹介をする。

(情報の入手・共有方法等)

県民の情報の入手・共有方法はTVや新聞・ラジオのメディアが主流である。
しかし、受信する側の意志に頼ることが多いことが課題である。

県民の悩みやニーズに応えるべく情報の入手手段としては、携帯電話やパソコンを媒介としたインターネットの利用が効果的である。

(実現への方向性)

県及び市町村がネットワーク化に向けた取り組みを協働して行う過程の中で、情報化を推進する職員の交流や共同での研修・啓発活動を実施することにより、情報化の推進が図られる。

2 行政と企業等の民間における情報ネットワークの構築

(役割)

企業等が独自で行っている社会貢献活動を行う。

行政と企業等の人材交流を行う。

行政(県・市町村)、公民館、NPO等が主催する研修会の情報を提供する。

企業等が行っている、ボランティア活動事例を紹介する。
ボランティア活動に参画する人材の確保のための情報を提供する。

(求められる情報ネットワークの具体像)

大学付属図書館と県立図書館の連携によるデジタル資料等の公開・活用を図る。
企業にとって、社内研修、ボランティア活動をいつでも得ることができるネットワークサービスを確立する。

民間等の人材(企業、ボランティア、NPO等)を活用した、学校や地域活動の場での支援者が必要になる。行政と民間が連携してできる情報ネットワークの充実を図る。

(実現への方向性)

生涯学習情報プラザを、企業、NPO、各種団体へ周知を図る。また、研修会やボランティア等を行った企業の実践事例を紹介する。なお、活用した企業は、プラザ内の情報を使い活動報告をする。

行政サービスの向上を目的とする各行政分野における情報化の推進に向け、例えば、子育て支援事業を行っている自治体が、新生児の各家庭を訪問していることをメディアを通じて発信する例がある。幅広く県民にネットワークの輪を広げるためにも、行政及び市町村が個々に情報化を推進することだけでなく、県民の多様なニーズに対応するため、各々が集積した情報を相互に利活用できる環境整備が必要である。

電子申請システムの拡大を図る。

第2章 生涯学習機関における「学び」のあり方 (社会教育施設の充実)

(社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実)

地域における学習機会を一層充実させていく上で、社会教育施設の役割が重要である。

住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの関心・意欲を高め、地域や社会の課題に対応するなど、民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習を支援するため、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設の機能強化が望まれる。

(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、地域住民等のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画、提供することができる地域の学習拠点である。

地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習、家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点として取組を推進する。

第1節 読書活動及び図書館の充実

(あり方)

図書館は、県民が生涯にわたって主体的な学習を行う上で、重要な役割を担っている。

読書活動の推進やレファレンスサービスの充実及び利用の促進を図ることはもとより、地域や住民の課題解決を支援する必要がある。

地域住民のニーズに対応し、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」とする。

子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが必要である。

(役割)

図書館は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要な学習ができるよう、施設の整備や蔵書の充実を図る。また図書館総合目録システム等情報ネット

ワークを充実させ県内全域にわたる図書館サービスの向上を図る。
医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行う。
図書館サービスの充実のため、県立図書館は、図書館未設置町村に対する、設置に向けた支援及び指導助言を行う。

（提供方策）

「知の拠点」づくり

図書館は、地域の読書活動をはじめとする図書館機能を充実させるため、図書館未設置町村にあっても、住民のニーズを踏まえた図書館機能の整備・拡充に取り組む。

読書活動の推進

各種図書館・図書室が連携し、毎月第3日曜日「家庭の日・ファミリー読書の日」の定着や気運を高める取組を実施する。

県立図書館の対応

生涯学習社会の実現に向けて、「今後の沖縄県立図書館の在り方」に基づいた図書館サービスを実施する。

図書館振興策の策定

県全体の図書館相互の連携・役割・職員の資質向上を図り、効率的な図書館運営やサービスの向上を図る。

（ネットワーク）

関連機関（博物館・美術館・公文書館他）との相互協力・連携を図る。

大学付属図書館や国立国会図書館との連携を強化する。

（地域との連携）

公民館や学校との連携を図る。

読み聞かせボランティア等の地域団体を支援する。

第2節 青少年教育施設と体験活動の充実

（あり方）

独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査結果によれば、青少年教育施設を利用した宿泊学習によって児童・生徒に何らかの教育効果が高い割合で見

られることや、子どもの頃の自然体験や友達との遊び、地域活動等の体験が豊富な人ほど大人になってやる気や生きがいを持っている人が多く、規範意識や人間関係能力が高く、自然体験や生活体験が豊富な小中学生ほど、道徳心・正義感が強いことなどが明らかになっている。

青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっており、青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組みが求められている。

国立の青少年教育施設とも連携し、一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設がもつ教育機能や指導者等の有効活用を推進する必要がある。

（役割）

青少年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年や指導者を対象に、様々な教育プログラムを実施し、自主的な活動支援を通して、青少年の健全育成に大きな役割を果たしている。

（提供方策）

沖縄県青少年教育施設連絡協議会等と連携し、プログラムの開発や職員の資質向上を図る。

受け入れ体制の充実を図るための研修や施設相互の連携を強化する。

（ネットワーク）

県立青少年教育施設を各地区生涯学習推進センターとして活用する。

（地域との連携）

地域団体とタイアップした運営の在り方を工夫する。

指導者養成の事業を充実させる。

第3節 博物館・美術館等の活用

（あり方）

博物館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を、地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。

博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

(役割)

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、県民がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。

特に、近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組みが期待されている。

このため、自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、舞台芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組みが求められる。

学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や博物館実習を行う大学等、博物館に関する人材の要請及び研修等を積極的に行うことも重要である。

(ネットワーク)

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

第4節 公民館等施設の充実

(あり方)

三世代交流や、地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の活性化を図ることが必要である。

地域が抱える課題への対応として、学校と連携した子育て世代の支援や高齢者、障がい者等への支援が必要である。

地域防災・防犯、消費者教育等の社会の要請が強いと考えられる課題についての学習機会の提供が必要である。

(役割)

地域の実情やニーズに応じた講座の開設や子育ての拠点づくり等を積極的に

行い、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。
関係機関や利用団体等と連携・協力し、地域の課題解決に向けた支援を行い、
地域における「新しい公共」を実現するための拠点となることが求められる。

(提供方策)

公民館は地域が行う「学び」の機会を提供する場である。そのため、地域の課題を把握し、その解決に繋がる講座等を開催し、それが実生活に生かされるようにする。

事業実施後は、地域課題の解決に繋がったかを評価し、次回の事業に生かしていく。

公民館は、地域の生涯学習・社会教育の拠点施設として住民に多様な学習機会と活動の場を提供しているため、関係者の研修等を充実させ、資質の向上を図る。

(ネットワーク)

市町村公民館連絡協議会の設置を促進する。

(地域との連携)

出前講座等、自治公民館との連携した事業を展開する。

[第4部 生涯学習社会をささえる]

生涯学習社会を形成していくために、県民の広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組みを構築していく必要がある。地方分権、学習ニーズの多様化・高度化、民間諸活動の活発化が進む中、ネットワーク化の推進は、行政や関係機関・団体等のそれぞれが持つ人材や施設等の豊富な学習資源を相互に活用し、県民の学習ニーズに効率的・効果的に対応して、学習機会を提供していく視点が求められる。したがって、行政の各機関の連携はもとより、大学、民間、NPO等の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を明確にしなが、総合的なネットワーク化を推進していく必要がある。

第1節 大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実

(生涯学習とのかかわり)

県民の多様で高度な学習ニーズに応えていくためには、大学では最新かつ高度な知識や技術を、専修学校・各種学校では社会の変化に即応した実践的職業教育や専門的技術・技能教育などそれぞれの分野での役割が期待される。また、それらの高等教育機関のノウハウや施設等を活用したリカレント教育の拡充を図る必要がある。

(現状と課題)

現在、おきなわ県民カレッジの「連携講座」として、大学等と連携している。また、「主催講座」(学校開放講座)として、専修学校・各種学校と共催してきた。

今後、さらに高等教育機関を活用したリカレント教育へのニーズが高まることから、学習者のために、学習機会及び場の提供と相談体制の整備・充実が求められている。また、働く人の学習を支援するために、就労環境の整備や受講時間帯の柔軟化、さらには、就学しやすい入学制度の弾力化等が望まれる。

大学等については、学問の研究成果の地域への還元や施設等の機能の開放が、専修学校等には、そのノウハウを活用した実践的職業教育等を拡充することが期待されている。

また、科学技術の進展や高齢化、特に団塊世代の退職に伴い、リカレント教育を総合的に促進するため、大学や放送大学等の公開講座が連携した仕組づくりが必要である。

（施策の方向）

社会人に対する学習活動への参加のための普及・啓発、学習情報の提供及び学習相談の促進に努める。

学習者が受講しやすい条件の整備を図るため、学習休暇制度の導入及び託児施設の設置など就労環境をはじめとする社会環境の整備の促進に努める。

社会人特別選抜の実施、通信制・夜間開講制及び科目等履修制度の充実、聴講生・研究生や夜間大学院での受け入れ等の拡充や大学等へ就学しやすい入学制度等の整備に努める。

大学等の教育機能や研究成果を広く社会に開放するための公開講座等の拡充を促進する。

（地域との連携）

各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献として、それぞれの特色を生かして行う公開講座等の取り組みも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を支援することが重要となってくる。

行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。

「学社融合」をより充実させるためには、大学等の高等教育機関における、社会教育に係る人材の養成が期待される。

第2節 放送大学の活用による学習活動の充実

（放送大学の役割）

放送大学は、大学の機会を幅広く国民に提供することを目的として昭和58年に創設された通信制の大学である。テレビやラジオの放送を利用して、いつでも誰でも学ぶことができる。また、全都道府県に「学習センター」や「サテライトスペース」を設置し、学生の学習を支援するとともに、公開講演会の開催などを通じて地域の生涯学習の振興に寄与している。

放送大学の学生は、職業、年齢、地域を問わず多様であり、学生の有職者は約6割、学生の半数が40歳以上である。

放送大学は、豊かな教養を培うとともに実生活に則した専門学習を深められるよう学部・大学院をあわせて約330科目が開設されている。既存の学問分野にとらわれず、学習者の目的に合わせて自由に選択することが可能となっている。

社会教育施設で勤務する司書、学芸員等の専門職員について、当該社会教育施設に求められる役割や機能に応じて、必要な知識・技能を身につけ、さらにそのレベルアップを図ることができるように環境を整えていくことが望まれる。その際、時間的・地理的制約を越えていくことができる放送大学の活用等ができる。

県内には、現在、琉球大学内に「沖縄学習センター」が設置されている。また、日本国内唯一、民間企業内に放送大学の学習室「サテライトスペース」を設置し、社員・地域住民への生涯学習を奨励している企業がある。

第3節 民間教育機関・企業・NPO等との連携

（民間事業者、NPO等と行政の連携の在り方）

生涯学習振興行政・社会教育行政における、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等においては、NPO及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実情に応じて行政と民間団体等間の連携を進めることが大切である。

NPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、行政とNPO、民間事業者等との協議会を設けることやその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう取り組みが必要である。

（民間教育機関・団体への期待）

民間教育事業者（カルチャーセンターなど）並びにボランティア等の民間団体や地域団体（青年団、婦人会、PTAなど）等は、県民の学習ニーズに柔軟に対応し、創意工夫された内容と多様な学習環境を提供していることから、その活動への期待は大きい。

（企業への期待）

企業においては、地域社会を構成する一員として、社会貢献活動や地域づくり、人づくりへ参画することが求められる。

様々な分野で行われている学習活動や能力向上の研修などに対して、企業からの学習資源の提供や講師の派遣が期待される。

企業においては、企業内教育を通して、急激に進展する技術革新への対応や高度で、専門的な職業能力を有する人材を育成することにより、社員の学習意欲を高めることができる。

企業には、従業員が学習できるようカリキュラム教育等の奨励制度、休暇制度の整備、企業内における評価制度の検討・創設を行うとともに、社員教育施設・研究施設等をできる限り地域社会に開放し、生涯学習施設として活用できるようにすることが期待される。

（「新しい公共」への期待）

NPO等の新しい公共の担い手において、従来は行政が実施してきた公共サービスについて、多様化するニーズにきめ細やかに対応することや、新たな課題の解決に向けて多様な主体と連携して公共的役割を果たすことなど、民間主体としての特徴を生かした新しいアプローチを進めていくことが期待されており、そのような活動に参加する人材の資質向上のための取り組みも必要である。

第4節 社会教育関係団体等の連携

（「社会教育委員の会議」の充実・強化）

時代のニーズに応える社会教育活動の充実を目指し、社会教育委員等の、関係者が一堂に会し、取組みの成果や課題を基にした社会教育研究大会を充実させる。

各地域における社会教育活動に関する事業の活性化や時代の変化に対応した地域コミュニティを創造していくためにも、社会教育関係団体等と連携を図り、研修会や研究大会等の充実を図る。

市町村の社会教育委員が、事業の効果及び諮問答申や提言等について十分な審議の機会が確保される社会教育委員の会議の活性化を促す。

（「社会教育関係団体」等への活動支援）

行政と社会教育関係団体等が連携を図り、全県的な社会教育活動の活性化と、時代や各地域のニーズに応える社会教育活動の充実を目指すため、情報の共有化及び「学び」の機会を増やし、各地区や各市町村単位でのネットワーク化を図る必要がある。

各社会教育関係団体への加入の促進及び、各社会教育関係団体間の横の連携を密にし、次代を担う青少年の育成と地域の活性化につながる活動支援を図る。

（参照）

【社会教育関係団体の定義・社会教育法第10条】

社会教育法で、「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

【「沖縄県社会教育関係団体等連絡会」の事務分掌・組織】

- ・各社会教育関係団体等の連携及び協力に関すること。
- ・連絡会主催による事業の、企画・運営に関すること。
- ・その他社会教育に関すること。
- ・施策：「おきなわ地域教育の日」

「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動」

(社)沖縄県子ども会育成連絡協議会、沖縄県青年団協議会、

(社)沖縄県PTA連合会、沖縄県高等学校PTA連合会、

(財)日本ボーイスカウト沖縄県連盟、(社)ガールスカウト日本連盟沖縄県支部、

(社)沖縄県婦人連合会、沖縄県公民館連絡協議会、沖縄県社会教育委員連絡協議会、

沖縄県社会教育指導員連絡協議会、沖縄県ユネスコ協会、

(社)沖縄県青少年育成県民会議、(財)沖縄県老人クラブ連合会、

その他連絡会において認められた団体

第5節 団体・自主活動サークル等の育成と支援

（現状と課題）

価値観の多様化や地域社会の連帯感の希薄化等により、地域活動への参加は減少傾向にある。そこで、地域活動に多くの参加を促し、様々な体験の機会を皆で共有しながら、子ども大人を問わず豊かな人間関係を築く力を育ていく必要がある。また、地域活動を活発化し、人々が自分の住む地域に対する関心を高め、地域社会の連帯感を培っていくことも必要である。

既存の社会教育関係団体に加え、様々な自主活動サークルも新しいコミュニティとしてとらえ、支援の在り方を検討する必要がある。気軽に参加できる開かれたコミュニティが県内各地で形成され、それぞれ活発な交流活動が展開されれば、県下全域の活性化が期待される。

（施策の方向性）

既存の社会教育団体の他、新しく生まれたNPO等の団体や自主活動サークルを、様々な領域で幅広く紹介し、住民の主体的な参加を促す。

各団体の活動の活発化を支援するため、多様な学習機会や指導者情報の提供について、さらなる充実を図る。

各団体の交流機会の拡充を図り、団体間のネットワークづくりを促進する。生涯学習活動やボランティア等社会参加活動が、住民主体、団体主体で取り組まれるようより一層の啓発を行っていく必要がある。

（自治会の役割）

自治会（自治公民館）においては、「地域コミュニティ」の核として、重要な役割を担っており、期待も大きい。

自治会とは、地域に住む一人ひとりが、自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、安心・安全な住みよい地域社会を形成するために組織された任意の団体である。地域内では親睦行事などを通じて、住民同士が交流を深めるとともに、地域の生活環境の向上に取り組むなど、様々な活動を展開するコミュニティ（利害を共にする共同体）の中心的役割を果たしている。

浦添市自治会長会「自治会長ハンドブック」¹より

¹【自治会長ハンドブック】

浦添市自治会長会が、平成22年12月に発行、各自治会長が抱える共通課題への解決の方向性を示した手引書として取りまとめている。

第6節 リカレント教育の促進

近年の著しい技術革新の進展や産業構造の変化、さらに国際化・情報化等の社会の変化に対応して、社会人・職業人が新たな知識や技術を身につけたり、陳腐化していく知識や技術をリフレッシュすることが求められている。

所得水準の向上や自由時間が増大するとともに、高齢化や女性の社会参加が増加している。このような社会的背景の中で、社会の各分野において絶えず

新しい知識や技術を習得していく必要が生じていることに加え、学習自体に生きがいを見いだす学習意欲が高まっている。

今後、社会人・職業人の再教育、いわゆるリカレント教育に対するニーズがますます増大することが予想される。

第7節 団塊の世代の支援によるコミュニティづくり

(団塊の世代への期待)

団塊の世代の人々による、学校支援活動や地域での子どもたちの見守り活動、経験や知識を生かした様々なまちおこし等の取組みは、新たな「地域コミュニティづくり」に繋がっており、地域の形成者として活躍することが期待されている。

(人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等の充実)

厚生労働省が公表している平成21年簡易生命表によると、男の平均寿命は、79.59年、女の平均寿命は、86.44年となっており、前年と比較して男女とも上昇している。このように定年退職後の人生が非常に長くなっていることなどを踏まえ、人生が各個人にとって充実したものとなり、かつ、それが社会全体にとって良い循環を生み出すものとなるよう、各個人が人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等を充実する方策について検討を深めることが期待される。

(参照)

【「沖縄県社会教育委員の会議」(提言)平成22年8月】

「新しい形の地域コミュニティーの形成」

～団塊の世代を生かした地域づくり～

(県ホームページ)

<http://www-edu.pref.okinawa.jp/gaku/proposal/2010/index.html>

第8節 県民の取組

(県民への期待)

地域で、生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を過ごすことや自己実現を求めて学習することは大切である。

地域でも、家庭でも、年齢を問わずに、学ぶこと、学習することを奨励する気風を定着させることは大切なことである。

生涯学習の裾野を拡大することは、青少年の健全な育成につながり、また沖縄県の人づくりの土壌をつくることにもなる。

学習した成果を、地域づくりを通じた地域社会の発展やボランティア活動などに生かしていくことは大切である。

新たな公共の主体（一人）として、学習した成果を新しい公共づくり（地域づくり）に生かしていこうとする考え方は、下記のように「沖縄21世紀ビジョン」等にも示されている。

(県民との協働)

地域に暮らす一人ひとりが地域から必要とされ、地域に貢献していることが実感できるような社会づくりが求められる。

ビジョンの実現に向けて最も大切なことは、県民一人ひとりが自ら何ができるかを考え、行動することである。また、地域に暮らす人々が考え、判断し、自らが暮らす地域の将来を選択できるような仕組みづくりも重要である。

地域特性を活かし、家族や親族、自治会、ボランティア団体、NPOなど多様な主体が互いに連携し、補完し合える協働体制づくりを進めて行く。

「沖縄21世紀ビジョン」より

(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図らなければならない。

「教育基本法第3条（生涯学習の理念）」より

(課題に対応した生涯学習の推進)

地域住民が参画する「シンポジウム」や「フォーラム」、「熟議」等を活用した、「ひとづくり」、「まちづくり」を考える取組を推進する。

参 考

生涯学習推進計画 体系図

第三次沖縄県生涯学習推進計画

第1部

生涯学習推進
基本的な考え方の
推進計画

生涯学習推進計画の策定

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の性格
- (3) 計画の基本方向
- (4) 計画の期間
- (5) 計画の構成
- (6) 策定の背景

生涯学習推進の基本方向

- (1) 生涯学習の場の活性化
- (2) 生涯学習推進の具体的方策
- (3) 生涯学習推進体制の整備

第2部

生涯学習推進
具体的取組

学校支援によるまちづくりの推進

- (1) 「学校支援」を足がかりとした「地域コミュニティづくり」の推進
- (2) 学校を核とした連携による「地域コミュニティづくり」の推進

県の生涯学習の推進

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 文化活動の推進
- (3) 国際交流・協力の推進
- (4) 福祉と安全のまちづくり
- (5) 郷土の自然及び環境学習の推進
- (6) 健康づくり・スポーツ活動の推進
- (7) 男女共同参画の推進
- (8) ボランティア活動の推進及び産業に関連した学習機会の提供

第3部

生涯学習実施機
関の充実

生涯学習推進センターの充実

- (1) 沖縄県生涯学習推進センターの充実
- (2) 情報ネットワークの構築

生涯学習実施機関における「学び」のあり方

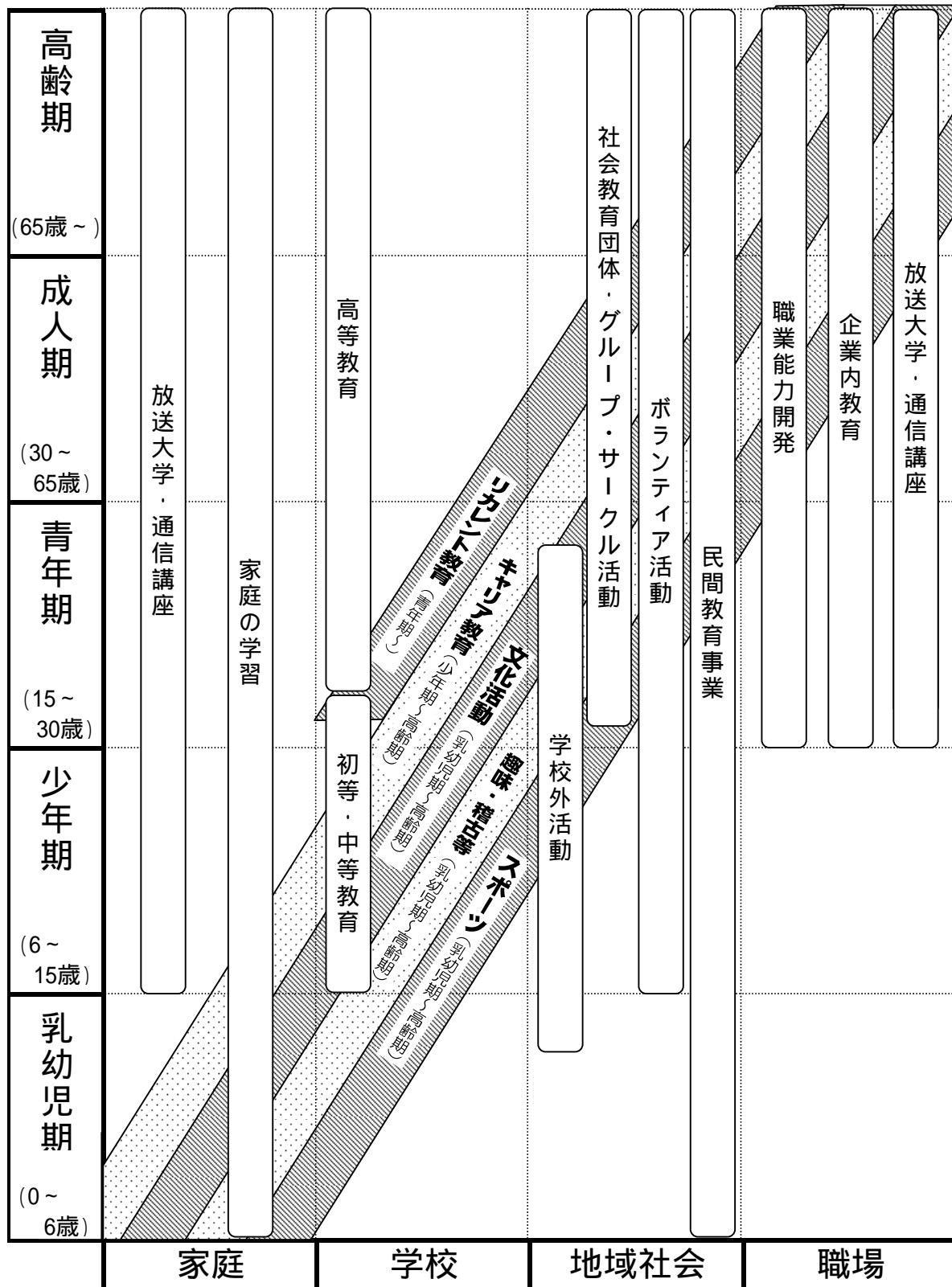
- (1) 読書活動及び図書館の充実
- (2) 青少年施設と体験活動の充実
- (3) 博物館・美術館等の活用
- (4) 公民館等施設の充実

第4部

生涯学習社会を
ささえる

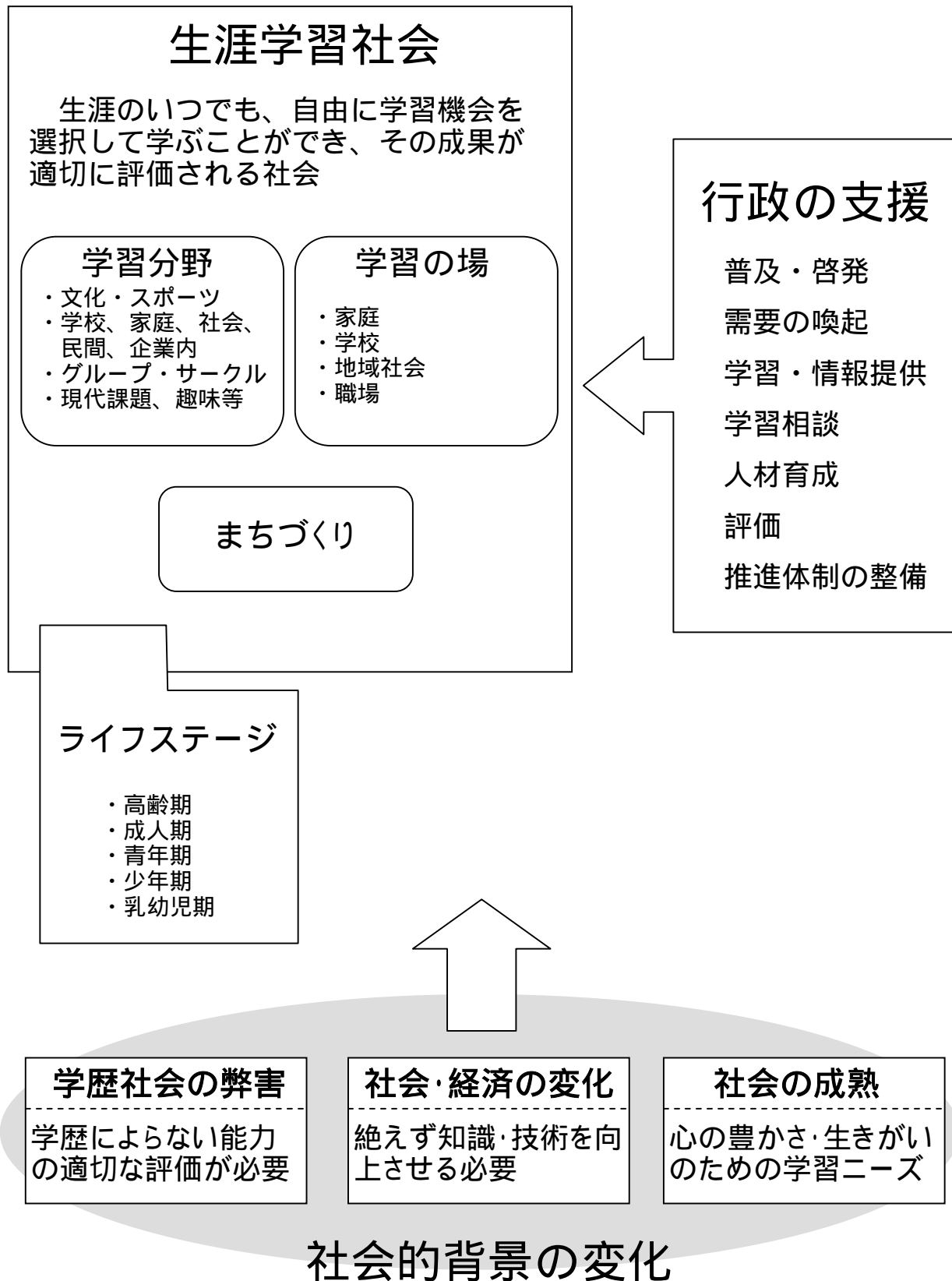
- (1) 大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実
- (2) 放送大学の活用による学習活動の充実
- (3) 民間教育機関・企業・NPO等との連携
- (4) 社会教育関係団体等との連携
- (5) 団体・自主活動サークル等の育成と支援
- (6) リカレント教育の促進
- (7) 団塊の世代の支援によるコミュニティづくり
- (8) 県民の取組

生涯各期にわたる学習



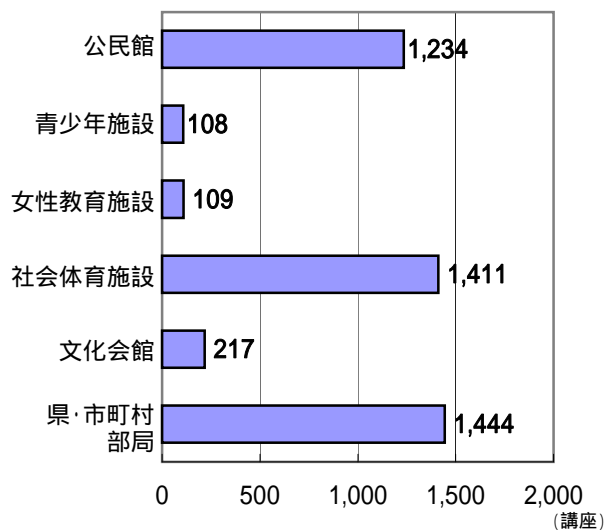
学習の場及びライフステージの面からみた生涯学習を単純にイメージしたものです。

生涯学習社会の理念図

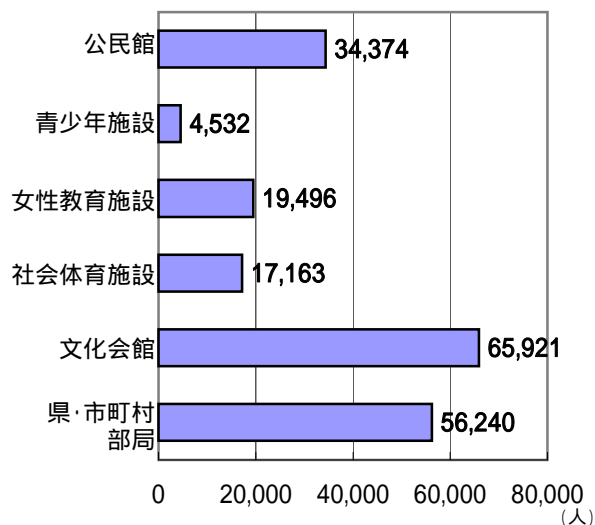


県内の学習活動の状況(平成20年度文部科学省「社会教育調査」より)

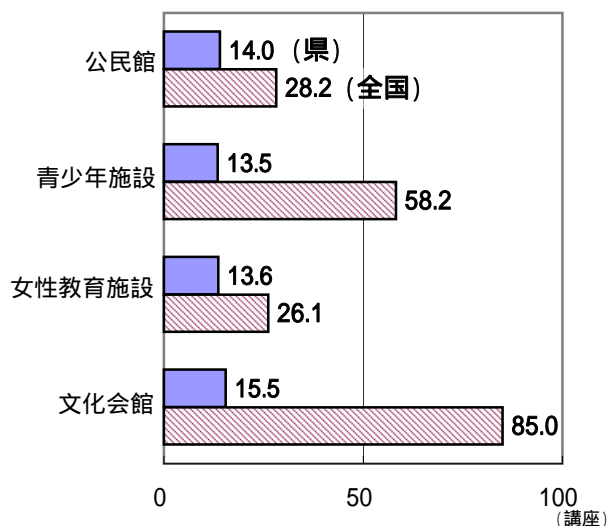
(ア) 開設されている講座数(施設別)



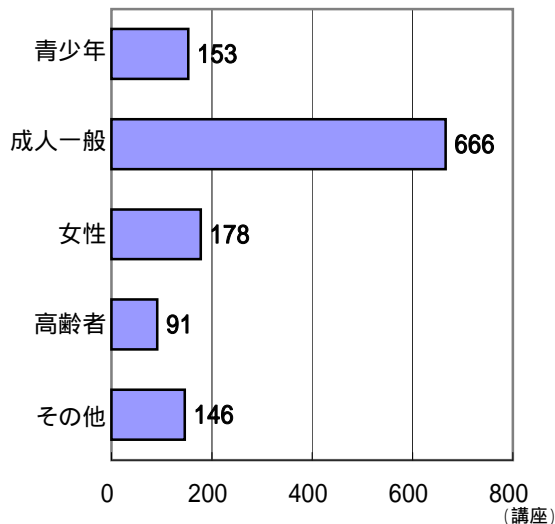
(イ) 講座の参加者数(施設別)



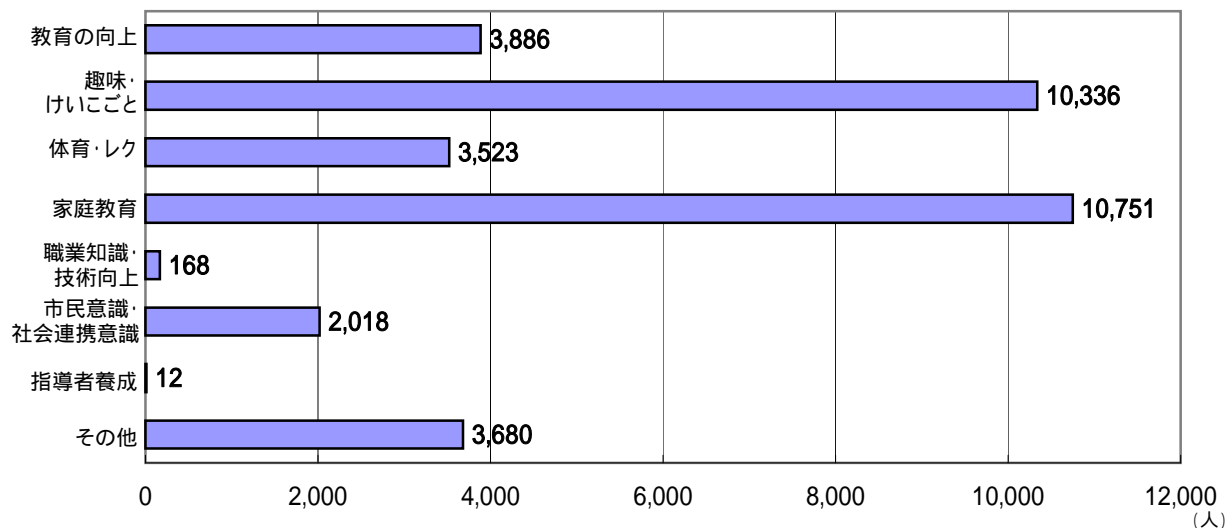
(ウ) 1施設の年間開設講座数平均(県・全国)



(エ) 公民館における開設講座数(対象者別)

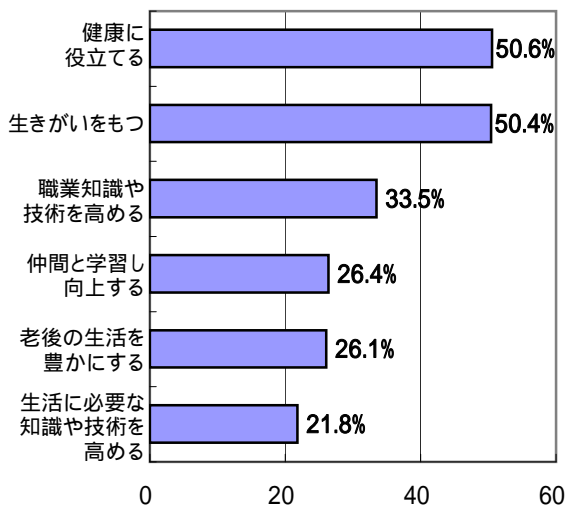


(オ) 公民館における講座受講者数(講座内容別)

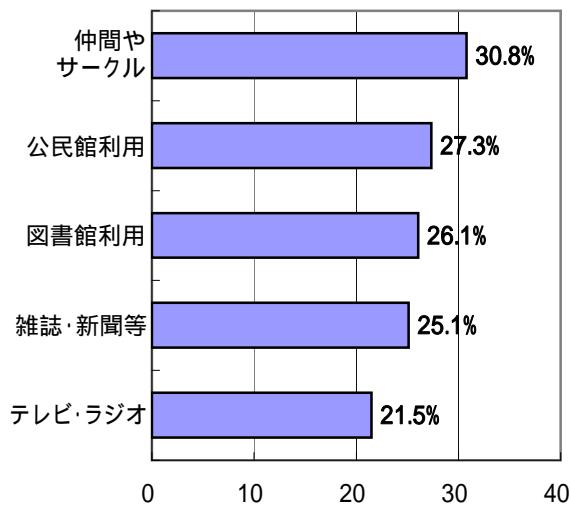


県民の意識調査 (沖縄県教育委員会「生涯学習に関する県民意識調査報告書H20」より)

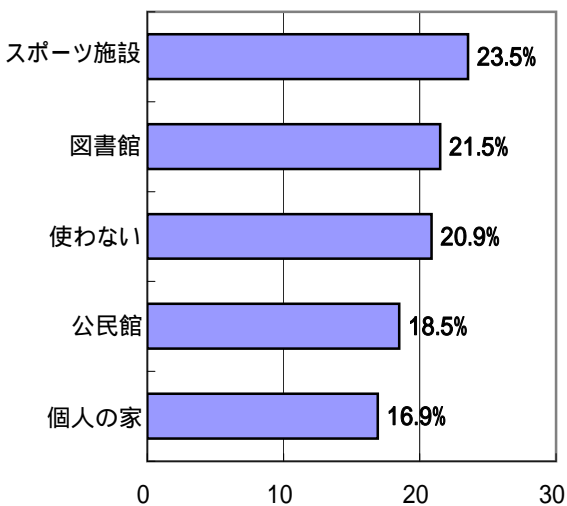
(ア) 学習に対する意識



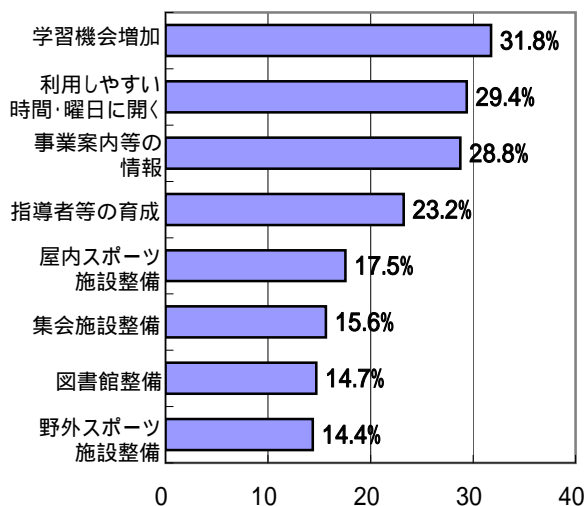
(イ) 希望する学習方法



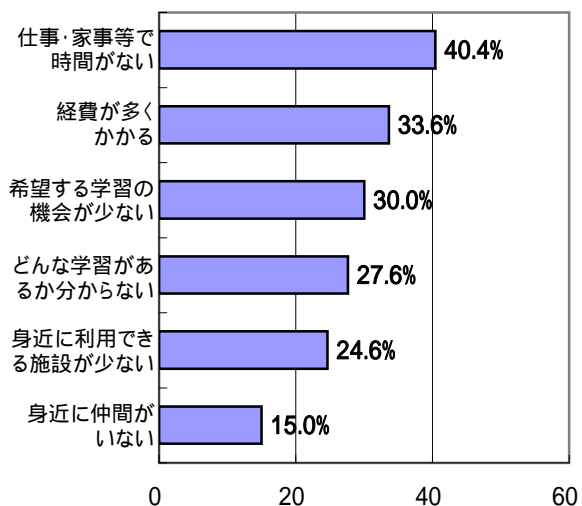
(ウ) 学習活動するために利用する施設



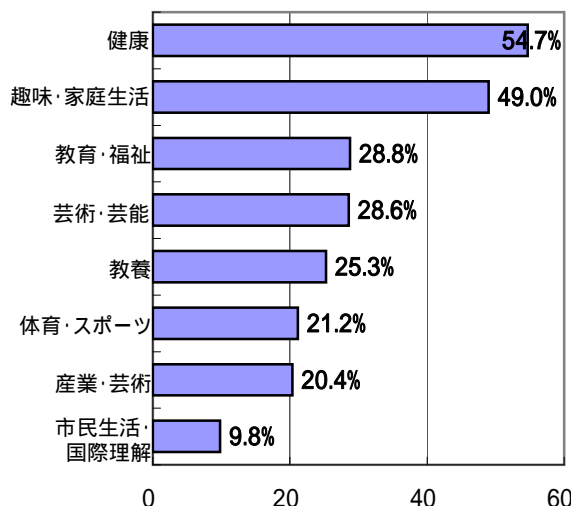
(エ) 学習要望



(オ) 学習活動を阻害する要因



(カ) 今後の学習活動



沖縄県生涯学習推進体制状況(平成22年度調査)

地区	市町村名	(1)主管課の設置		(2)生涯学習推進組織等(推進本部等)の有無	(3)答申・建議・提言等の有無	(4)生涯学習振興計画等の有無
		教育委員会のみ	首長部局のみ 両方に設置			
国頭地区	1 国頭村					
	2 大宜味村					大宜味村第4次総合計画(H18年6月)
	3 東村					第4次東村総合計画
	4 今帰仁村					
	5 本部町					町教育委員会の施策で重点・努力事項として位置付け
	6 名護市					名護市教育基本計画(H21～25年)
	7 宜野座村					第4次宜野座村総合計画(H18)
	8 金武町					第4次金武町総合計画
	9 伊江村					伊江村第4次総合計画(H23～H32)
	10 伊平屋村					
	11 伊是名村					検討中
中頭地区	12 恩納村				恩納村立図書館計画推進について答申(H22)	恩納村第4次総合計画
	13 うるま市			うるま市生涯学習推進本部	生涯学習フェスティバルの開催場所について(H23)	うるま市総合計画(H19)
	14 読谷村				読谷村社会教育関係団体の現状と課題について(答申)(H20)	読谷村生涯学習推進基本計画(H20年3月)
	15 嘉手納町					
	16 沖縄市			沖縄市生涯学習のまちづくり推進本部	生涯学習推進の基本計画(H13)	沖縄市生涯学習推進大綱(H13)
	17 北谷町					
	18 宜野湾市			宜野湾市生涯学習まちづくり推進本部	宜野湾市生涯学習推進計画, 策定について(H21)	宜野湾市生涯学習推進計画(H21)
	19 北中城村					北中城村第三次総合計画(H21)
	20 中城村				公立図書館の早期建設について提言(H21)	
	21 西原町			西原町生涯学習まちづくり推進本部	西原町社会教育の現状と課題に関する第3次提言について(H22)	
那覇地区	22 浦添市			浦添市まちづくり生涯学習推進協議会、浦添市まちづくり生涯学習推進本部	第三次浦添市まちづくり生涯学習推進計画の策定について(諮問)	第二次浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画(H18)
	23 那覇市			那覇市生涯学習推進本部・那覇市生涯学習推進協議会	那覇市における学社融合の具体的方策について(建議)(H15)	那覇市生涯学習推進基本計画(H11)
	24 久米島町					
	25 南大東村				食育について提言	教育委員会の推進要項(H22)
	26 北大東村					
島尻地区	27 豊見城市					豊見城市総合計画(H23年度～)
	28 糸満市			糸満市生涯学習推進本部	糸満市における今後の青少年交流事業のあり方(H12)	第4次糸満市総合計画(H23)
	29 八重瀬町					
	30 南城市					第1次南城市総合計画
	31 与那原町					
	32 南風原町					
	33 渡嘉敷村					渡嘉敷村第3次総合計画(H15)
	34 座間味村					座間味村第三次総合計画(生涯学習の推進)(H13年)
	35 粟国村					
	36 渡名喜村					
宮古地区	37 宮古島市					第1次宮古島市総合計画
	38 多良間村			社会教育委員・公民館審議委員会・公民館協議委員会	学校支援ボランティア(パーティ)の充実、活用支援、読み聞かせ	
八重山地区	39 石垣市					
	40 竹富町					
	41 与那国町					
合 計	41 100%	8 20%		12 29%	22 54%	

(5)生涯学習中心的施設等の有無	(6)教育の日の有無	名称 時期 制定根拠条例等	(7)フェスティバル・発表会等の有無	(8)生涯学習宣言都市 宣言名 宣言方 法(年月日) 所管 部局(電話番号) 生涯学習を推進する 組織や会議の名称(行 政・長)	合 計	(9)社会教育委員の会議の有無	(10)全国生涯学習市町村協議会への加盟
国頭村民ふれあいセンター			国頭村文化・福祉まつり、国頭村文化協会舞台発表会11月		3 43%	社会教育委員会議	
			しまんちゅ芸能の夕べ11/13おおきみ展10/30,31		3 43%	社会教育委員の会議	
中央公民館・博物館			子ども大会・東村舞台文化発表会		4 57%	社会教育委員会議	
中央公民館			今帰仁村総合祭・今帰仁村子ども祭り		3 43%	社会教育委員の会議	
中央公民館、各地区公民館、町立図書館、町立博物館、体育館			もとぶ展		4 57%	社会教育委員会議	
中央公民館、中央図書館、名護博物館、市民会館、21世紀の森体育館、北部生涯学習推進センター	検討中		中央公民館サークル発表会、展示10月～3月、舞台3月		4 57%	名護市社会教育委員会議	
村立中央公民館、文化センター、博物館			宜野座村生涯学習フェスティバル11月上旬		4 57%	社会教育委員会議	
各地区公民館、町立中央公民館、教育文化センター、町立図書館			読書フェスティバル11月、ぬちすい・まーさむんフェア12月、各地区公民館まつり2～3月		4 57%	社会教育委員会議	
中央公民館、農村環境改善センター			生涯学習まつり11月		4 57%	社会教育委員会議	
離島振興総合センター(中央公民館)					2 29%	社会教育委員会議	
伊是名村産業支援センター	伊是名村教育の日 H212月12日		生涯学習発表会12/12	伊是名村教育立村宣言 議会決議(H2.12.12) 教育委員会(0980-45-2318)	5 71%	社会教育委員会	
					3 43%	社会教育委員会議	
勝連地区公民館、石川地区公民館、与那城地区公民館	うるま市教育の日 2月第1土曜日 うるま市教育の日を定める規則		うるま市生涯学習フェスティバル(2月第1土・日)		7 100%	社会教育委員会議	
読谷村文化センター(鳳ヶ崎・ふれあい交流館)、読谷村立図書館			まなびフェスタよみたん(2月)		5 71%	社会教育委員連絡協議会	
嘉手納中央公民館、かてな文化センター、図書館					2 29%	社会教育委員会議	
自治公民館、中央公民館、文化センター、博物館、図書館、青少年センター			沖縄市生涯学習フェスティバル(12月)		6 86%	社会教育委員会議	○
ちやんニライセンター、町立図書館、公立公民館			北谷町生涯学習まつり(2月上旬)		3 43%	社会教育委員会議	
市中央公民館、市立図書館、市立博物館、市立体育館、児童センター			生涯学習フェスティバル		6 86%	社会教育委員会議	
中央公民館、あやかりの社			生涯学習発表会(11月中旬)		4 57%	公民館運営審議会兼社会教育委員会議	
吉の浦会館、中央村民体育館、吉の浦運動公園					3 43%	社会教育委員会議	
町立中央公民館、図書館、体育館	西原町教育の日 2月第1土曜日 「西原町教育の日」設定宣言		西原町生涯学習フェスティバル3月		6 86%	社会教育委員会議	
中央公民館(他 分館1)、図書館、美術館	「浦添市教育の日」 2月9日 「浦添市教育の日」を定める規則(H20.2.9施行)		まなびフェスタ浦添(2月)		7 100%	社会教育委員の会議	
公立公民館・中央公民館・公立図書館・中央図書館・博物館	「なは教育の日」 12月9日から翌年の1月末日まで 「なは教育の日」を定める要綱				6 86%	社会教育委員の会議	
久米島博物館、自然文化センター			久米島町ヤングフェスティバル		3 43%	社会教育委員会議	
文化センター・ビジターセンター					4 57%	社会教育委員	
人材交流センター			成人式1月、職域球技大会5月、図書フェア5月、南北親善球技大会6月、祭 9月、祭、童話め話思見発表会、村民運動会10月、職域駅伝大会、祭 11月、伝統文化継承発表会		3 43%		
中央公民館			豊見城市生涯学習フェスティバル(2月下旬)		4 57%	社会教育委員会議	
中央公民館、中央図書館、青少年センター	糸満市教育の日 1月10日 糸満市教育の日を定める要綱(H21.9.24)		糸満市生涯学習フェスティバル(2月)		7 100%	社会教育委員会議	
中央公民館・資料館・図書室			公民館まつり3月		3 43%	社会教育委員連絡協議会	
中央公民館(玉城、知念)、大里農村環境改善センター、図書館(4館)	環境教育の日 11月第3水曜日 「南城市環境教育の日」を定める規則(平成21年度9月29日)				4 57%	社会教育委員会議	
与那原町コミュニティセンター			生涯学習フェスティバル3月、公民館まつり、子ども会まつり2月		3 43%	社会教育委員協議会	
町立中央公民館、町立南風原文化センター	南風原町教育の日 12月の第2土曜日 南風原町教育の日を定める要綱		生涯学習・公民館まつり2月、自治公民館活動実践発表大会2月		4 57%	社会教育委員会議	
村中央公民館			渡嘉敷村舞台・文化祭11月又は2月		4 57%	社会教育委員会議	
公民館、コミュニティセンター					3 43%		
中央公民館					2 29%	社会教育委員の会議	
中央図書館					2 29%	社会教育委員の会議	
中央公民館、博物館、図書館、市民劇場	宮古島市教育の日 2月の第3日曜日 宮古島市教育の日を定める要綱		宮古島市生涯学習フェスティバル(11月)		5 71%	社会教育委員会議	
中央公民館、図書館、民俗学習館			公民館まつり12月		5 71%	社会教育委員会	
平得公民館(中央公民館)、博物館、図書館、石垣市立文化会館	「いしがき教育の日」 2月の第1日曜日 「いしがき教育の日」設置規則(H20.8.26)		石垣市生涯学習フェスティバル		4 57%	社会教育委員会議	
			生涯学習フェスティバル(隔年で実施)		2 29%	社会教育委員会議	
中央公民館・博物館類似施設			町民文化祭11月～2月		3 43%	社会教育委員連絡協議会	
38	10	31	1		163	40	
93%	24%	76%	2%		57%	98%	

達成率の計算 : 各項目の合計数 ÷ 総項目数 = 達成率

第三次沖縄県生涯学習推進計画策定の経緯

平成22年9月14日(水)	第5期沖縄県生涯学習審議会に「時代の変化に対応する本県生涯学習施策(第三次生涯学習推進計画)の方向性について～学校・家庭・地域住民を通じた地域コミュニティづくり～」を教育委員会が諮問
平成23年4月20日(水)	<p>第1回実務者会議 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進本部設置規程等の確認 ・第三次生涯学習推進計画の策定スケジュール ・平成21年度生涯学習関連事業実績及び平成22年度生涯学習関連事業計画一覧の作成について ・「第2次沖縄県生涯学習推進計画」見直し担当者部会委員の決定について
	第1回担当者部会 情報交換会
5月20日(金)	第5期沖縄県生涯学習審議会より「時代の変化に対応する本県生涯学習施策(第三次生涯学習推進計画)の方向性について～学校・家庭・地域住民を通じた地域コミュニティづくり～」(中間報告)を教育委員会へ手交
6月1日(水)	<p>第2回担当者部会 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者の役割について <p>協議事項</p> <p>第三次沖縄県生涯学習推進計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・骨子(項目立て)について ・原稿作成手順について ・原稿作成割当について
6月9日(木)	<p>第2回実務者会議 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県生涯学習審議会(中間報告)について <p>協議事項</p> <p>第三次沖縄県生涯学習推進計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原稿作成手順について ・策定スケジュールについて ・項目立てについて ・原稿作成割当について ・原稿作成依頼について
6月17日(金)～ 8月17日(木)	事務局による(素案)の作成
7月12日(火)	<p>第1回幹事会 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県生涯学習審議会(中間報告)について <p>協議事項</p> <p>第三次沖縄県生涯学習推進計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原稿作成手順について ・策定スケジュールについて ・項目立てについて ・原稿作成割当について ・平成24年度生涯学習推進本部構成課・室について

9月5日(月)～ 9月12日(月)	各実務者による(素案)の検討(1回目)
11月25日(金)	第5期沖縄県生涯学習審議会より「時代の変化に対応する本県生涯学習施策(第三次生涯学習推進計画)の方向性について～学校・家庭・地域住民を通じた地域コミュニティづくり～」(最終答申)を教育委員会へ手交
12月7日(水)～ 12月16日(金)	各実務者による(案)の検討(2回目)
12月23日(金)～ 平成24年1月22日(日)	パブリックコメントの実施 各実務者による(案)の検討(3回目)
1月31日(火)	第3回実務者会議 協議事項 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画(最終案)について
2月8日(水)	第2回幹事会 協議事項 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画(最終案)について
3月6日(火)	本部会 説明事項 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画(案)策定の経緯について 協議事項 ・第三次沖縄県生涯学習推進計画策定について

沖縄県生涯学習推進本部設置規程

平成4年3月30日

訓令第5号

教育委員会訓令第1号

警察本部訓令第5号

最終改正 平成23年8月5日訓令第117号・教育委員会訓令第15号・警察本部訓令第10号

庁内一般

教育庁

警察本部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程を次のように定める。

沖縄県生涯学習推進本部設置規程

(設置)

第1条 本県における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の奨励及び普及に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育委員会を担当する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は教育指導統括監をもって充て、副幹事長は教育庁生涯学習振興課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(実務者会議)

第7条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、幹事会を補佐し、幹事会に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長及び班員で組織する。
- 4 班長は生涯学習振興課生涯学習推進監をもって充て、班員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 実務者会議は、班長が招集する。
- 6 班長は、必要に応じて実務者会議に部会を置くことができる。
- 7 部員は、別表第3に掲げる者のうちから班長が任命する。

(庶務)

第 8 条 推進本部の庶務は、教育庁生涯学習振興課において処理する。

(補則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年11月27日訓令第105号・教育委員会訓令第 2 号・警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成13年11月27日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月31日訓令第69号・教育委員会訓令第 1 号・警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年11月 9 日訓令第64号・教育委員会訓令第16号・警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成19年11月 9 日から施行する。

附 則 (平成23年 8 月 5 日訓令第117号・教育委員会訓令第15号・警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成23年 8 月 5 日から施行する。

沖縄県生涯学習推進本部構成課・室(平成23年度)

別表第1(第3条関係)	別表第2(第6条関係)	別表第3(第7条関係)
知事公室長	知事公室広報課長	知事公室広報課広聴班班長
総務部長	総務部総務私学課長 総務部職員厚生課長	総務部総務私学課私学・法人班班長 総務部職員厚生課厚生保健班班長
企画部長	企画部企画調整課長 企画部科学技術振興課長 企画部地域・離島課長	企画部企画調整課総務班主幹 企画部科学技術振興課科学振興班班長 企画部地域・離島課地域振興班班長
環境生活部長	環境生活部環境政策課長 環境生活部自然保護課長 環境生活部県民生活課長 環境生活部平和・男女共同参画課長	環境生活部環境政策課環境企画班班長 環境生活部自然保護課自然保護班班長 環境生活部県民生活課消費生活班班長 環境生活部平和・男女共同参画課平和推進班班長
福祉保健部長	福祉保健部福祉・援護課長 福祉保健部高齢者福祉介護課長 福祉保健部青少年・児童家庭課長 福祉保健部障害保健福祉課長 福祉保健部健康増進課長 福祉保健部薬務疾病対策課長	福祉保健部福祉・援護課地域福祉班班長 福祉保健部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長 福祉保健部青少年・児童家庭課児童育成班班長 福祉保健部障害保健福祉課地域生活支援班班長 福祉保健部健康増進課健康づくり班班長 福祉保健部薬務疾病対策課薬務班班長
農林水産部長	農林水産部営農支援課長 農林水産部糖業農産課長 農林水産部森林緑地課長 農林水産部水産課長	農林水産部営農支援課営農担い手班班長 農林水産部糖業農産課さとうきび班班長 農林水産部森林緑地課企画調整班班長 農林水産部水産課水産企画班班長
商工労働部長	商工労働部産業政策課長 商工労働部商工振興課長 商工労働部経営金融課長 商工労働部雇用政策課長	商工労働部産業政策課産業企画人材班班長 商工労働部商工振興課工芸産業班班長 商工労働部経営金融課団体支援班班長 商工労働部雇用政策課雇用対策班班長
文化観光スポーツ部長	文化観光スポーツ部観光振興課長 文化観光スポーツ部交流推進課長 文化観光スポーツ部文化振興課長 文化観光スポーツ部スポーツ振興課	文化観光スポーツ部観光振興課受入推進班班長 文化観光スポーツ部交流推進課主幹 文化観光スポーツ部文化振興課文化芸術振興班班長 文化観光スポーツ部スポーツ振興課主幹
土木建築部長	土木建築部都市計画・モノレール課長	土木建築部都市計画・モノレール課公園緑地班班長
教育長	教育庁総務課長 教育庁財務課長 教育庁施設課長 教育庁福利課長 教育庁県立学校教育課長 教育庁義務教育課長 教育庁保健体育課長 教育庁文化財課長	教育庁総務課教育企画班主幹 教育庁財務課財務班班長 教育庁施設課企画財産班班長 教育庁福利課健康管理・共済班班長 教育庁県立学校教育課高校教育改革班班長 教育庁義務教育課義務教育指導班班長 教育庁保健体育課健康体育班主任指導主事 教育庁文化財課管理班班長
警察本部長	警察本部警務部警務課長 警察本部生活安全部生活安全企画課長 警察本部交通部交通企画課長	警察本部警務部警務課長補佐 警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐 警察本部交通部交通企画課課長補佐

生涯学習情報の窓口

1. 沖縄県教育委員会

教育庁生涯学習振興課	900-8571	那覇市泉崎1-2-2 県庁13階	Tel:098-866-2746
			Fax:098-863-9547

生涯学習推進計画策定のほか、生涯学習・社会教育関連施策を実施しています。

また、生涯学習推進計画の推進のため、毎年度「生涯学習関連事業実績及び生涯学習関連事業計画一覧」を作成し、ホームページ等で公開しています。(http://www-edu.pref.okinawa.jp)

教育庁生涯学習振興課 生涯学習推進センター	900-0029	那覇市旭町116-37 南部合同庁舎4F	Tel:098-864-0474
			Fax:098-864-0476

生涯学習推進センターでは、

- ・「おきなわ県民カレッジ」による学習機会の提供
- ・Webサイト「生涯学習情報プラザ」による、県内生涯学習情報の提供
(http://www.lll-okinawa.info/)
- ・学習相談の相談対応

などにより、県民の学習活動の支援や、県内の関連施設とのネットワーク形成を行っています。

2. 各市町村教育委員会 生涯学習・社会教育担当課

市町村	担当課	郵便番号	住所	電話番号
				Fax番号
国頭村	教育課	905-1495	国頭村字辺土名112番地	0980-41-5308
				0980-41-3168
大宜味村	教育課	905-1305	大宜味村字大兼久157番地	0980-44-3006
				0980-44-3029
東村	教育課	905-1204	東村字平良804番地	0980-43-2130
				0980-43-2017
今帰仁村	総合教育課	905-0401	今帰仁村字仲宗根232番地	0980-56-2645
				0980-56-5274
本部町	教育委員会事務局	905-0212	本部町字大浜874 - 1	0980-47-5211
				0980-47-3081
名護市	社会教育課	905-0014	名護市港2-1-1	0980-53-5429
				0980-53-5440
宜野座村	社会教育課	904-1302	宜野座村字宜野座246番地	098-968-8647
				098-968-5030
金武町	社会教育課	904-1293	金武町字金武7758	098-968-8996
				098-968-4963
伊江村	生涯学習課	905-0501	伊江村字東江上75番地	0980-49-2334
				0980-49-2503
伊平屋村	教育委員会	905-0794	伊平屋村字我喜屋300番地	0980-46-2003
				0980-46-2832
伊是名村	教育振興課	905-0605	伊是名村字仲田1385番地1	0980-45-2318
				0980-45-2144

市町村	担当課	郵便番号	住所	電話番号
				Fax番号
恩納村	教育課	904-0492	恩納村字恩納2451番地	098-966-1210
				098-966-8478
うるま市	生涯学習振興課	904-2392	うるま市勝連平安名3032番地 (勝連地区公民館内 1階)	098-978-2227
				098-978-7540
読谷村	生涯学習課	904-0301	読谷村字座喜味2901番地	098-982-9231
				098-982-9229
嘉手納町	生涯学習課	904-0203	嘉手納町字嘉手納588番地	098-956-1111(内262)
				098-956-9240
沖縄市	生涯学習課	904-8501	沖縄市仲宗根町26-1	098-939-1212
	青少年センター	904-0031	沖縄市上地3-4-5	098-937-3548
				098-930-1336
				098-933-1350
北谷町	社会教育課	904-0192	北谷町字桑江226番地	098-982-7707
				098-936-3491
宜野湾市	生涯学習課	901-2203	宜野湾市野嵩1-1-2 宜野湾市民会館1階	098-893-4431
				098-893-4434
北中城村	生涯学習課	901-2303	北中城村字仲順435番地	098-935-3773
				098-935-5144
中城村	生涯学習課	901-2407	中城村字安里190番地	098-895-3707
				098-895-6353
西原町	生涯学習課	903-0220	西原町字嘉手苅112番地	098-945-5036
				098-945-6770
浦添市	生涯学習振興課	901-2501	浦添市安波茶1-1-1(7階)	098-876-1234
				098-879-7280
那覇市	生涯学習課	900-8553	那覇市前島3丁目25番1号 (とまりん内 2階)	098-891-3502
	総合青少年課	902-0064	那覇市寄宮2-32-1 真和志庁舎4階	098-891-3521
				098-891-3508
				098-832-7869
久米島町	教育課	901-3192	久米島町字仲泊699	098-985-2287
				098-985-2856
南大東村	教育委員会総務係	901-3805	南大東村字南144-1	09802-2-2531
				09802-2-2557
北大東村	教育課	901-3992	北大東村字中野218番地	09802-3-4138
				09802-3-4358
豊見城市	生涯学習振興課	901-0212	豊見城市字平良467-1 (豊見城市立中央公民館内)	098-850-3582
				098-850-2374
糸満市	総務部 生涯学習課	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地	098-840-8163
	糸満市青少年センター	901-0361	糸満市字糸満1410-10	098-840-8161
				098-995-1957
				098-995-1938
八重瀬町	生涯学習文化課	901-0401	八重瀬町字東風平1014番地	098-998-8383
				098-998-4254
南城市	教育指導課	901-1292	南城市大里字仲間807	098-947-6017
				098-946-5822

市町村	担当課	郵便番号	住所	電話番号
				Fax番号
与那原町	生涯学習振興課	901-1303	与那原町字与那原712番地	098-835-8220
				098-835-8617
南風原町	生涯学習文化課 (中央公民館内)	901-1195	南風原町字兼城686番地	098-889-0568
	生涯学習文化課 (文化センター)	901-1113	南風原町字喜屋武257番地	098-888-3265
渡嘉敷村	教育課	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷209番地	098-889-7399
				098-889-0529
座間味村	教育委員会	901-3402	座間味村字座間味109	098-987-2120
				098-987-2783
座間味村	教育委員会	901-3402	座間味村字座間味109	098-987-2153
				098-987-2252
栗国村	教育総務課	901-3702	栗国村字東580番地	098-988-2449
				098-988-2351
渡名喜村	社会教育課	901-3601	渡名喜村1917番地の3	098-989-2015
				098-989-2313
宮古島市	生涯学習振興課	906-0103	宮古島市城辺字福里600番地1	098-989-2313
				0980-77-4946
多良間村	教育課	906-0602	多良間村字仲筋99 - 2	0980-77-4957
				0980-79-2674
石垣市	教育部いきいき学び課	907-0012	石垣市美崎町16 - 6	0980-79-2120
				0980-83-0373
竹富町	教育課	907-8503	石垣市美崎町11番地1	0980-83-9251
				0980-82-6191
与那国町	教育課 生涯学習文化振興班	907-1801	与那国町字与那国129	0980-82-0643
				0980-87-2002
				0980-87-2074

3. 沖縄県の生涯学習実施機関

県立の生涯学習実施機関です。

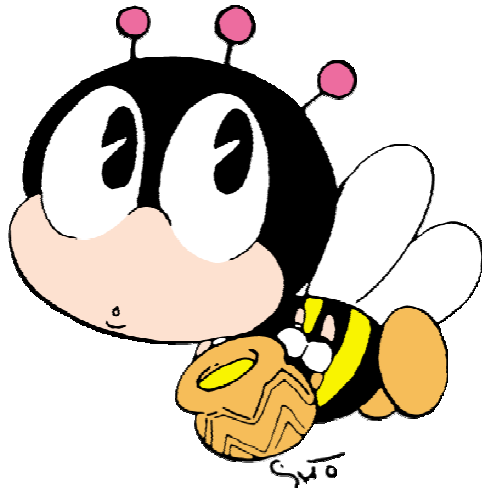
機関名	郵便番号	住所	電話番号
			Fax番号
名護青少年の家	905-0012	名護市名護5511	0980-52-2076
			0980-52-3082
糸満青少年の家	901-0313	糸満市字賀数347	098-994-6342
			098-995-0684
石川青少年の家	904-1106	うるま市石川3491-2	098-964-3263
			098-964-5663
玉城青少年の家	901-0604	南城市玉城字玉城420	098-948-1513
			098-948-7051
宮古青少年の家	906-0011	平良字東仲宗根添1164	0980-72-8883
			0980-72-1881
石垣青少年の家	907-0024	石垣市字新川868	0980-82-7301
			0980-83-7901
沖縄県立図書館	902-0064	那覇市寄宮1-2-16	098-834-7916
			098-834-8157

機関名	郵便番号	住所	電話番号
			Fax番号
沖縄県立博物館・美術館	900-0006	那覇市おもろまち3丁目1番1号	博 Tel:098-851-5401
			博 Fax:098-941-3650
			美 Tel:098-851-5402
			美 Fax:098-941-3730

4. その他

沖縄県のホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>)や、沖縄県教育委員会ホームページ(<http://www-edu.pref.okinawa.jp/>)では、各種施策等を掲載しています。

また地域には、公民館や生涯学習センター、図書館、歴史民俗資料館などさまざまな生涯学習の関連施設があります。2の各市町村教育委員会担当課や、お近くの施設にお問い合わせください。



石ノ森章太郎氏（故）がデザインした生涯学習のマスコットです。生涯学習の「学び」とみつばちの「Bee」を合わせ、「マナビィ」と名付けられました。「学」という漢字に角が3本あるように、学ぶことが大好きな「マナビィ」には触角が3本あります。

この計画は、県教育委員会ホームページよりダウンロードできます。

URL <http://www-edu.pref.okinawa.jp/keikaku/index.html>